



第8次 川崎市子どもの権利に 関する行動計画

こども未来局青少年支援室
令和8(2026)年3月



はじめに



川崎市子どもの権利条例

川崎市では、平成13(2001)年4月に全国に先駆けて川崎市子どもの権利に関する条例を施行し、今年25周年を迎えました。この間、子どもの権利の保障を総合的かつ計画的に推進するために「子どもの権利に関する行動計画」を策定し、さまざまな施策に取り組んでまいりました。また、国においても「こども基本法(令和5年4月施行)」に基づき、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組が進められ、これまで以上に子どもの権利についての関心が高まっています。

国の総人口が減少する中、本市の人口は増加傾向にあるものの、14歳までの年少人口は令和3(2021)年から減少傾向に転じており、まもなく、65歳以上高齢者が21%を超える「超高齢化社会」となることが見込まれています。また、社会経済状況の変化により子どもと家庭を取り巻く環境は厳しく、児童虐待、いじめ、不登校、家庭の貧困など子どもに関する課題が山積している状況にあります。こうした状況の下、川崎市子どもの権利委員会から令和7(2025)年4月に提出された答申「子どもの相談及び救済機関の利用促進」では、相談・救済に関する各種取組への絶え間ない検証・効果測定の実現、相談・救済機関の選択肢を拡充し、利用促進のための環境整備の実現等が提言されました。

本市では、「少子高齢化・人口減少対策」を重点的に取り組み、子どもたちが夢や希望を抱いて、安心して生きていける社会を実現するために、妊娠期から子育て期まで、子どもと家庭に寄り添った切れ目のない支援を進めるとともに、地域全体で子育てを支えるまちづくりを進めてまいります。そこでは、子どもの権利について幅広く広報・啓発を行い、認知度の向上や理解の促進を図り、子どもの権利を尊重し保障していく必要があります。

第8次川崎市子どもの権利に関する行動計画では、こうした課題や社会情勢を踏まえ、重点的取組として、「子どもの権利の普及・啓発の推進」「子どもの意見表明を支援する取組の推進」「子どもの居場所づくりの推進」の3つを位置付けました。また、市の総合計画第4期実施計画や分野別の他の計画等との整合を図りながら、市民にとって分かりやすい計画となるよう体系の大幅な見直しを行いました。

市政を支える一員である子どもたちが一人の人間として尊重され、自分らしくいきいきと豊かに暮らせるよう、子どもの笑顔のあふれる「最幸のまち かわさき」を目指して、本計画の推進に全市をあげて取り組んでまいりますので、皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

令和8(2026)年4月

川崎市長 福田 紀彦





目次



• 第1章 計画の策定にあたって		• 第4章 推進施策と取組	
1 川崎市子どもの権利に関する条例について	…… 1	1 施策の方向Ⅰ 子どもの権利の尊重	……41
2 計画策定の背景と趣旨	…… 5	2 施策の方向Ⅱ 子どもの意見表明・参加の推進	……46
3 計画の位置付け	…… 6	3 施策の方向Ⅲ 子どもの最善の利益の確保	……53
4 計画の期間	…… 7	4 重点的取組	……60
• 第2章 これまでの取組の成果と課題		• 第5章 推進体制及び評価・検証	
1 子どもの権利をめぐる現状と課題	…… 8	1 推進体制	……61
2 これまでの取組と成果	……15	2 評価・検証	……61
3 子どもの権利委員会からの意見聴取	……21		
4 子どもからの意見聴取	……24		
5 子どもの権利をめぐる課題の解決に向けて	……30		
• 第3章 計画の基本的な考え方と体系			
1 基本理念	……31		
2 施策の方向	……34		
〈施策の体系図〉	……34		



第1章 計画の策定にあたって



1 川崎市子どもの権利に関する条例について

(1) 条例制定の背景

川崎市子どもの権利に関する条例(以下「条例」という。)は、国内で最初の子どもの権利に関する総合的な条例で、子どもが一人の人間として尊重され、自分らしく生きていくことを支えるために策定されたものです。

平成元(1989)年に国連で「児童の権利に関する条約(以下「条約」という。)(日本は平成6(1994)年批准)が採択されたことを背景に、本市においては、虐待や体罰、いじめなどにより子どもが決して幸福ではない状況におかれているという認識のもと、子どもは権利の主体であるという条約の理念を踏まえた条例を策定することとしました。

条例案の具体的な作業は、平成10年(1998)年9月に「市民とともに・市全体で・川崎に根ざしたものを」を合言葉にスタートし、約2年間で200回を超えるさまざまな会議や集会を通じて、子どもを含めた市民とともに意見交換を行いながら条例骨子案をまとめ、平成12(2000)年12月に条例を制定、平成13(2001)年4月に施行しました。

(2) 条例の構成

条例は、子どもの権利保障を総合的にとらえ、権利保障を進める際の理念や原則となる基本法的な内容(前文、第1章、第2章)、及び子どもの生活に即した権利の保障のあり方や施策に係る規定(第3章)、具体的な制度や仕組みを規定している内容(第4章～第7章)、雑則(第8章)から構成されています。

章	内容	章	内容
前文		第4章	子どもの参加(第29条～第34条)
第1章	総則(第1条～第8条)	第5章	相談及び救済(第35条)
第2章	人間としての大切な子どもの権利(第9条～第16条)	第6章	子どもの権利に関する行動計画(第36条・第37条)
第3章	家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障	第7章	子どもの権利の保障状況の検証(第38条～第40条)
第1節	家庭における子どもの権利の保障(第17条～第20条)	第8章	雑則(第41条)
第2節	育ち・学ぶ施設における子どもの権利の保障(第21条～第25条)	附則	
第3節	地域における子どもの権利の保障(第26条～第28条)		



第1章 計画の策定にあたって



1 川崎市子どもの権利に関する条例について

(3) 子どもにとって大切な権利

条例の第2章(第9条から第16条)には、子どもにとって、人間として育ち、学び、生活をしていく上でとりわけ大切な権利として、7つの柱を示しています。

- ① 安心して生きる権利
- ② ありのままの自分である権利
- ③ 自分を守り、守られる権利
- ④ 自分を豊かにし、力づけられる権利
- ⑤ 自分で決める権利
- ⑥ 参加する権利
- ⑦ 個別の必要に応じて支援を受ける権利

① 安心して生きる権利

条例第10条では、『安心して生きる権利』として、「命が守られ、尊重されること」、「愛情と理解をもって育まれること」、「あらゆる形態の差別を受けないこと」、「あらゆる形の暴力を受けず、又は放置されないこと」、「健康に配慮がなされ、適切な医療が提供され、及び成長にふさわしい生活ができること」、「平和と安全な環境の下で生活ができること」を掲げています。

子どもは、愛情と理解をもって育てられます。不当に子ども扱いされるなど、あらゆる差別を受けず、いろいろなことを認められながら、安全・安心に生活することが大切です。



第1章 計画の策定にあたって



1 川崎市子どもの権利に関する条例について

(3) 子どもにとって大切な権利

② ありのままの自分でいる権利

条例第11条では、『ありのままの自分でいる権利』として、「個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重されること」、「自分の考えや信仰を持つこと」、「秘密が侵されないこと」、「自分に関する情報が不当に収集され、又は利用されないこと」、「子どもであることをもって不当な取扱いを受けないこと」、「安心できる場所で自分を休ませ、及び余暇を持つこと」を掲げています。

子どもの人格を尊重するように、一人ひとりの違いが認められ、子どもの秘密も守られ、人として大切にされます。また、ホッとできる場所で楽しく遊んだり体を休ませたりすることが必要です。

③ 自分を守り、守られる権利

条例第12条では、『自分を守り、守られる権利』として、「あらゆる権利の侵害から逃れられること」、「自分が育つことを妨げる状況から保護されること」、「状況に応じた適切な相談の機会が、相談にふさわしい雰囲気の中で確保されること」、「自分の将来に影響を及ぼすことについて他の者が決めるときに、自分の意見を述べるのにふさわしい雰囲気の中で表明し、その意見が尊重されること」、「自分を回復するに当たり、その回復に適切でふさわしい雰囲気の間が与えられること」を掲げています。

子どもは、いじめ、虐待、体罰などから逃げたり、相談したりすることができます。子どもが相談するときは、その子の気持ちを受け止めてもらうことができることや、子ども自身が望む解決方法について、子どもの思いが尊重されることが大切です。また、子どもが他の人が子どものことを決めるときに自分の意見を大事にされることが重要です。

④ 自分を豊かにし、力づけられる権利

条例第13条では、『自分を豊かにし、力づけられる権利』として、「遊ぶこと」、「学ぶこと」、「文化芸術活動に参加すること」、「役立つ情報を得ること」、「幸福を追求すること」を掲げています。

子どもは、遊んだり、学んだり、幸福を求めたりする中で、豊かな成長や自信につながるよう励まされ、力づけられます。一般的に遊ぶことは、子どもの権利そのものではないと考えられがちですが、遊びを通して子どもが成長できるよう、多様な遊びの機会を提供する必要があります。また、多様化している学びについても、さまざまな選択肢を設けることが大切です。



第1章 計画の策定にあたって



川崎市子どもの権利条例

1 川崎市子どもの権利に関する条例について

(3)子どもにとって大切な権利

⑤ 自分で決める権利

条例第14条では、『自分で決める権利』として、「自分に関することを年齢と成熟に応じて決めること」、「自分に関することを決めるときに、適切な支援及び助言が受けられること」、「自分に関することを決めるために必要な情報が得られること」を掲げています。

子どもは、成長に合わせて、大人のアドバイスを受けながら、自分のことを決めることができます。大人が決めたことだけでなく、子どもの「やってみたい」という気持ちが大切にされ、自分で考えて、やってみるということや、日常の些細なことでも、子どもが自分自身で決める機会やその範囲を増やしていく必要があります。

そのためには、子どもの年齢や成長に合わせて、周りの大人が適切な支援や助言をすることが大切です。

⑥ 参加する権利

条例第15条では、『参加する権利』として、「自分を表現すること」、「自分の意見を表明し、その意見が尊重されること」、「仲間をつくり、仲間と集うこと」、「参加に際し、適切な支援が受けられること」を掲げています。

子どもは、自分を表現したり、自分の意見や考えを表したり、社会活動に参加したりすることができます。子どもの意見表明については、言葉としてまとめたものだけでなく、子どもが感じていること、考えていること、見ている風景も含めて子どもの意見として考え、その思いを尊重することが大切です。また、子どもの意見を聞く機会や選択肢を増やしていくこと、聞いた意見の反映に十分に考慮していく必要があります。

⑦ 個別の必要に応じて支援を受ける権利

条例第16条では、『個別の必要に応じて支援を受ける権利』として、「子どもは、その置かれた状況に応じ、子どもにとって必要な支援を受けること」ができ、そのためにさまざまな「権利が保障されなければならない」としています。

子どもが置かれた状況が違っていても差別を受けることはありません。外国につながる子ども、障害等で個別の支援が必要な子ども、性的マイノリティの子どもなど、さまざまな特性や個性を持った子どもが、その違いを受け入れられながら、必要な支援が受けられるようにしていく必要があります。



第1章 計画の策定にあたって



2 計画策定の背景と趣旨

急速な少子高齢化の進行や社会・経済状況の変化に伴い、子どもやその家庭を取り巻く環境は大きく変容しており、価値観の多様化や、地域のつながりの希薄化なども相まって、孤立・孤独を感じる子どもや子育てに不安・負担感を感じる家庭もあり、子どもの権利施策の一層の推進が必要となっています。

また、外国につながりがあり支援を必要とする子どもや、児童虐待、不登校、いじめ、非行等の支援が必要な子どもなども増えており、地域の中で子どもや子育て家庭を見守り、寄り添いながら、個々の子どもや子育て家庭の状況に応じた支援が求められています。

国においては、「こども基本法(令和5(2023)年4月施行)」や、「こども大綱(令和5年(2023)年12月閣議決定)」などが制定され、また、令和5(2023)年4月には、「こども家庭庁」が設置されるなど、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えて、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする社会のしくみづくりが進んでいます。

本市では、平成13(2001)年4月に全国に先駆けて施行した条例に基づき、これまで7次にわたって、川崎市子どもの権利に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定し、子どもの権利保障を総合的かつ計画的に推進してきました。

第8次行動計画の策定にあたっては、第7次までの行動計画の基本的な考え方を継承しつつ、川崎市子どもの権利委員会(以下「権利委員会」という。)からの意見や、子どもの権利の主体である子どもへの意見聴取などをしながら、計画の体系等についても見直しを行い、子どもも含めた市民に分かりやすい計画となるよう取り組んできました。

子どもや子育て家庭を取り巻く環境や国の動向など、子どもの権利施策を取り巻く状況の変化に適切に対応していくことが求められており、多様な主体との協働のもと、条例に基づき、子ども一人ひとりの権利を尊重し、すべての子どもが主体的に参加し、幸せに生きる地域づくりを目指して第8次行動計画を策定します。



第1章 計画の策定にあたって



川崎市子どもの権利条例

3 計画の位置付け

(1)川崎市総合計画との関係

行動計画は、「川崎市総合計画」と連携し、同計画の施策2-1-2「子どもが安心できる環境づくり」における「子どもの権利関連事業」を推進するための分野別の個別計画として位置付けます。

(2)他の計画等との関係

条例第3条では、市はあらゆる施策を通じて子どもの権利の保障に努めなければならないとしており、条例の理念は子どもに関わるあらゆる施策の指針となるべきものです。

行動計画は、子どもから高齢者まですべての地域住民を対象にし、本市の個別計画の上位概念に位置付けられる「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」や「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」、子どもに関する行政計画である「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」、総合的人権施策の推進を目的とした「川崎市人権施策推進基本計画（人権かわさきイニシアチブ）」、教育に関する行政計画である「川崎市教育振興基本計画（かわさき教育プラン）」等との整合性を図りながら、各分野における子どもの権利施策を横断的に推進します。

【第8次行動計画の関連図】





第1章 計画の策定にあたって



4 計画の期間

「川崎市総合計画第4期実施計画」、「第3期川崎市こども・若者の未来応援プラン」との整合性を図り、より実効性のある行動計画とするため、令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までの4年間を計画期間とします。

【関連する計画の計画期間】

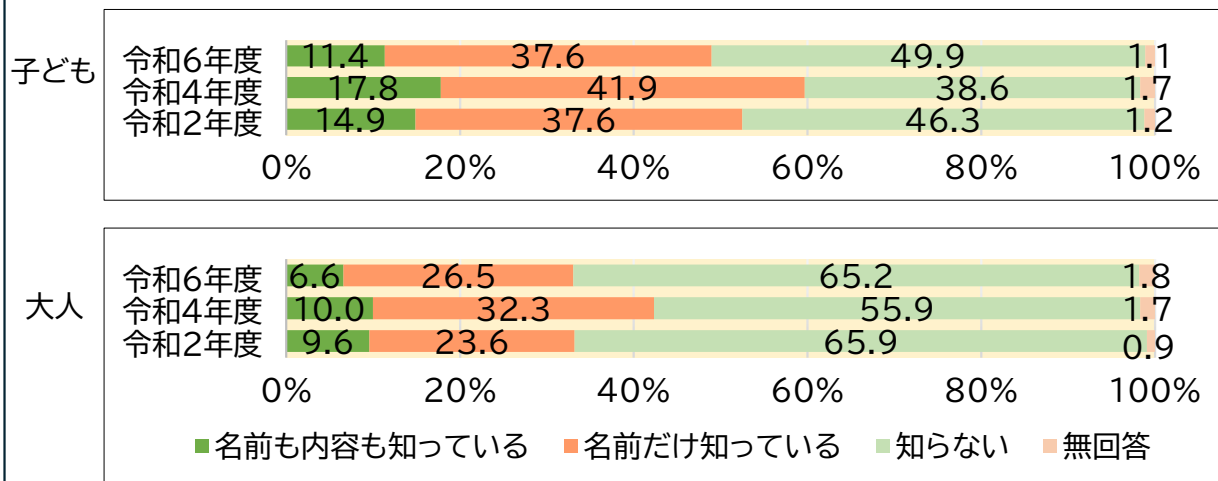
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子どもの権利に関する行動計画	第6次	第7次(令和5年～7年)			第8次(令和8年～11年)			
こども・若者の未来応援プラン	第2期(令和4年～7年)				第3期(令和8年～11年)			
川崎市総合計画(実施計画)	第3期(令和4年～7年)				第4期(令和8年～11年)			

1 子どもの権利をめぐる現状と課題

本市の社会状況や、子ども、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、子どもの権利に関する意識や実態も変化してきています。第8次行動計画においては、条例に沿った現状と課題を整理したうえで、取組を進めていきます。

(1) 条例と子どもの権利に関する意識の普及について（条例第6条関連）

川崎市子どもの権利に関する条例を知っていますか。(条例の認知度)



※令和2・4年度調査では「知っている」「聞いたことはあるが内容はよくわからない」「知らない」の3択

・条例を「名前も内容も知っている」、「名前だけ知っている」と回答する割合は、子ども49.0%、大人33.1%となっており、いずれも、前回調査(令和4年度)より低下しました。

・子どもの認知度は、概ね約5割であることから、権利学習やリーフレットの配布などの取組について一定の効果は認められます。

・大人の認知度は、概ね約3~4割であり、子どもに比べて低く、周知方法の工夫が課題となっています。

・条例の認知度に加え、内容の理解がより深まることは、子どもの権利を保障していくための環境づくりにとって重要であり、子どもの権利に関する意識の普及啓発の取組が一層求められます。

[第8次行動計画への反映: 施策の方向 I 推進施策1 P. 41]

出典: 第9回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査(令和6年度)



第2章 これまでの取組の成果と課題



川崎市子どもの権利条例

1 子どもの権利をめぐる現状と課題

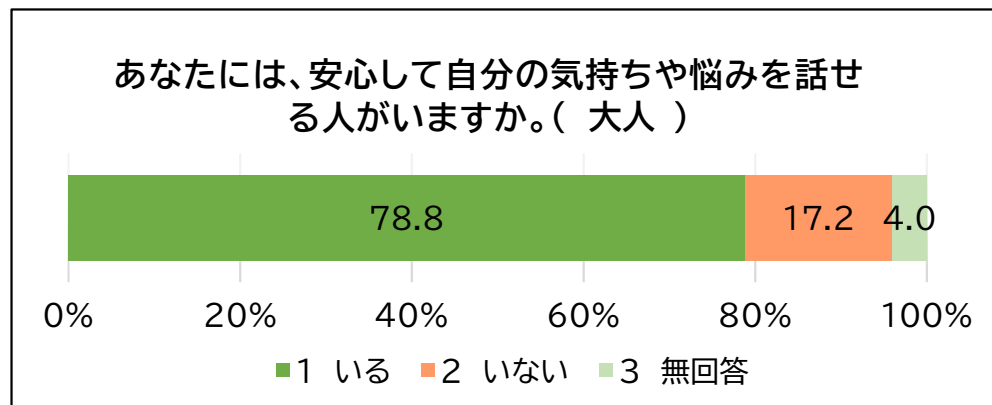
(2) 子どもの養育の支援について (条例第18条関連)

・第9回の実態・意識調査では、「あなたには、安心して自分の気持ちや悩みを話せる人がいますか。」という質問に対し、「いる」と回答した人が78.8%、いないと回答した人が17.2%という結果でした。

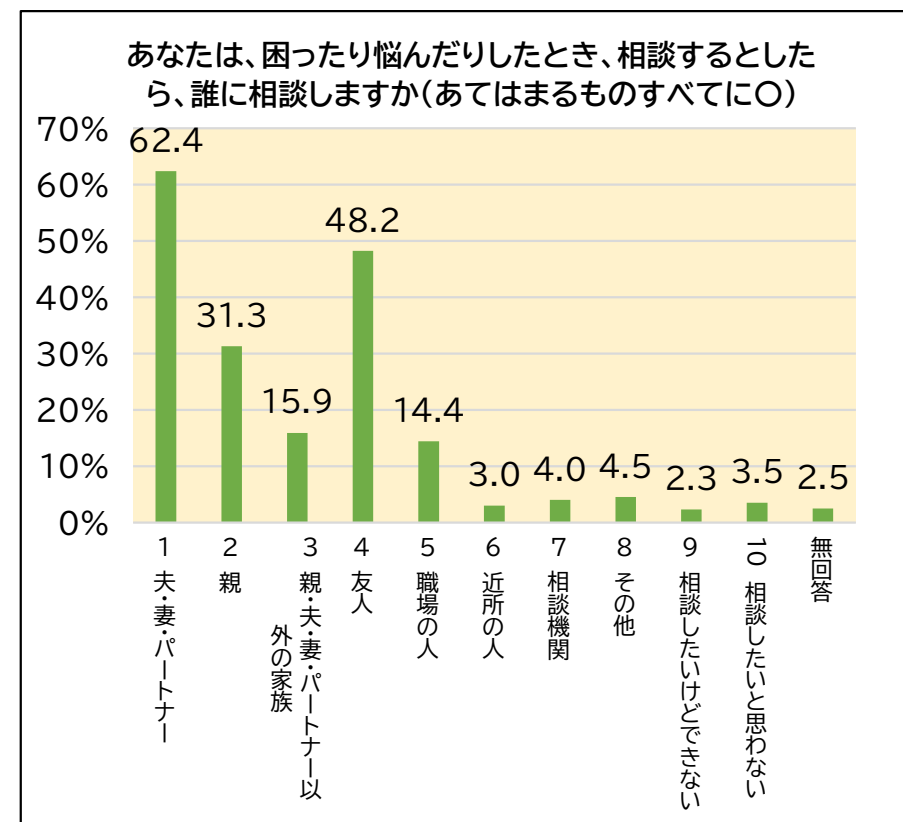
・また、困ったり悩んだりしたときの相談先では「夫・妻・パートナー」が62.4%と最も高く、次いで「友人」の48.2%、「親」の31.3%となっています。また、「相談したいけどできない」と答えた人の割合は2.3%、「相談したいと思わない」と答えた人は3.5%でした。

・社会状況や子どもを取り巻く環境が変化する中で、子育てをする親等が地域の中で孤立することを防ぐことは重要であり、各種相談・救済事業等により、個々の子どもや子育て家庭の状況に応じた支援を進めていく必要があります。

[第8次行動計画への反映: 施策の方向Ⅲ 推進施策1 P. 53]



出典: 第9回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査(令和6年度)





第2章 これまでの取組の成果と課題



1 子どもの権利をめぐる現状と課題

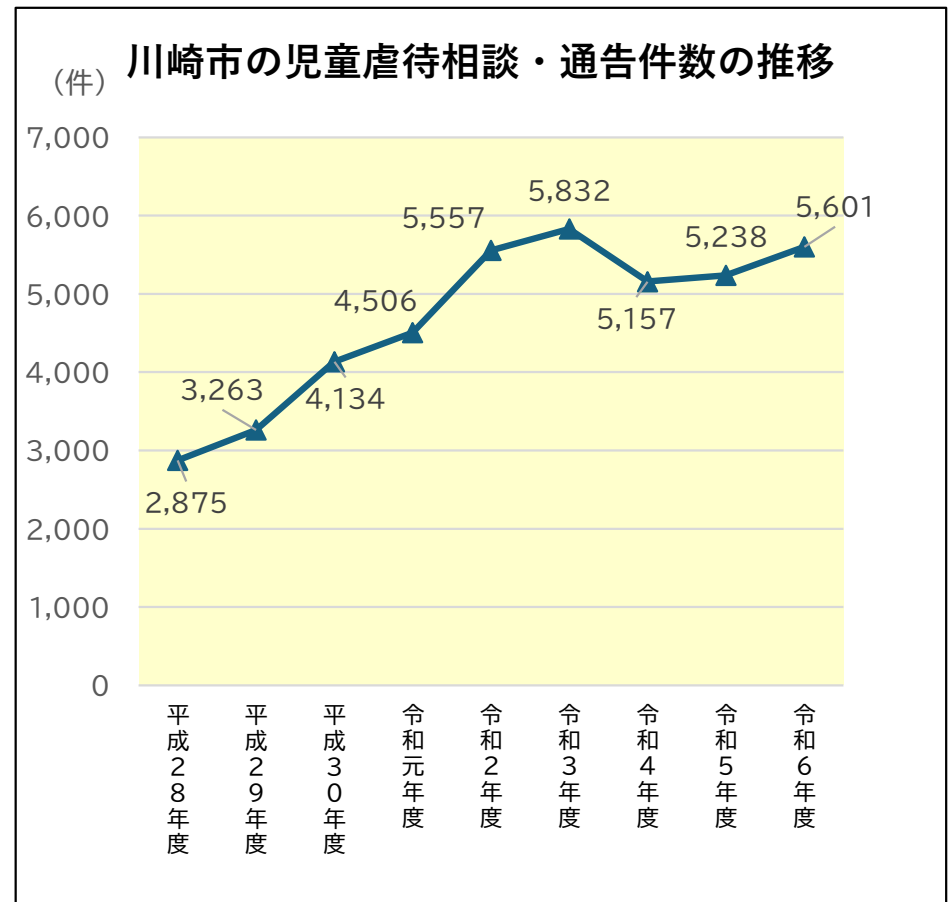
(3) 児童虐待について（条例第19条関連）

・市内の児童虐待相談・通告件数は、平成29(2017)年度に3,000件、平成30(2018)年度には4,000件を超えており、令和6(2024)年度は、5,601件で増加傾向にあります。

・児童虐待は子どもの権利の重大な侵害であり、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援により未然防止を図る必要があります。

・複雑化する課題に対しては区役所等の専門的な支援体制を強化するとともに、児童相談所の機能充実、里親制度の普及、施設養護の支援体制整備を進め、代替養育を必要とする児童の自立支援や措置解除後の継続的な相談支援に取り組む必要があります。

[第8次行動計画への反映:施策の方向Ⅲ 推進施策3 P. 58]



出典:「川崎市子どもを虐待から守る条例」第21条に基づく年次報告書

※児童虐待・相談通告件数について、令和6年1月にこども家庭庁から示された解釈に基づき、令和4～6年度については、受理後の調査等の結果、明らかに虐待行為がないと判断されたケース(虐待非該当ケース)を相談・通告件数から除外している。



第2章 これまでの取組の成果と課題



1 子どもの権利をめぐる現状と課題

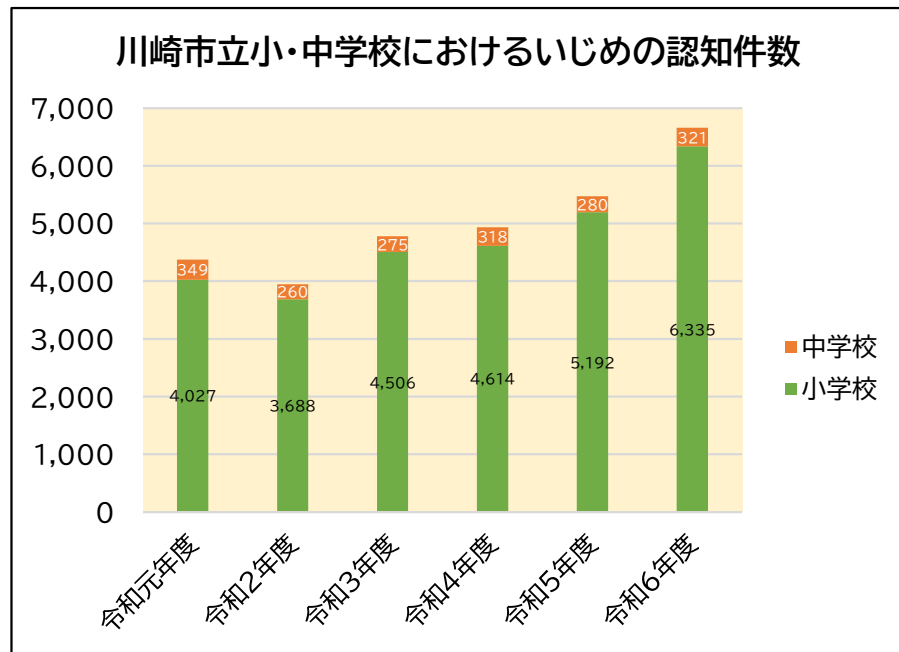
(4)いじめについて（条例第24条関連）

・令和6(2024)年度の川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校などの調査では、川崎市立小・中学校におけるいじめの認知件数は、小学校6,335件、中学校321件の合計6,656件と増加傾向にあります。

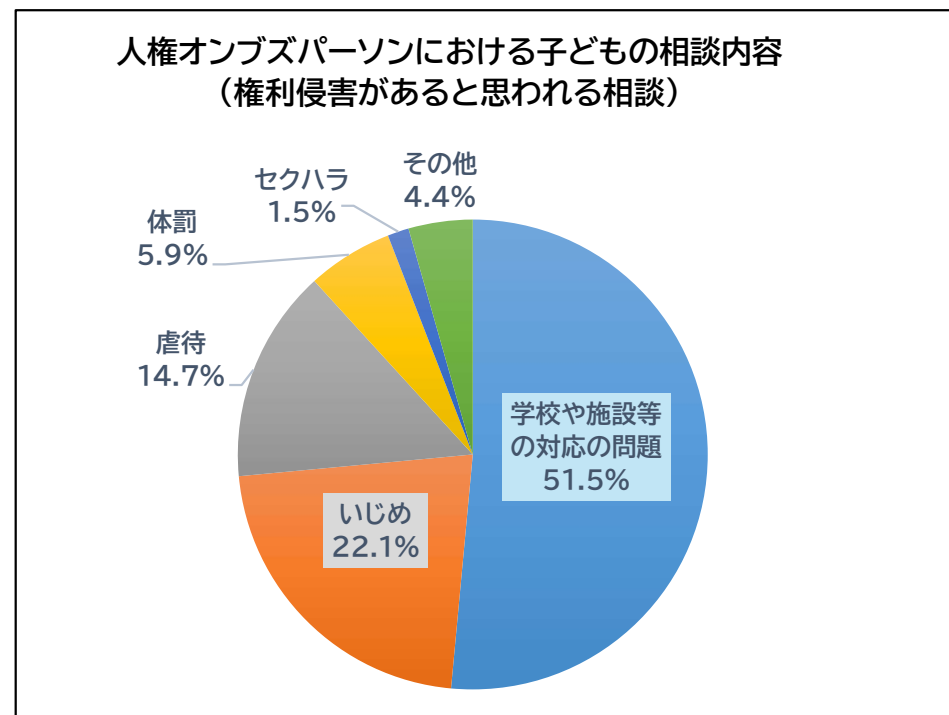
・また、令和6(2024)年度の人権オンブズパーソンの相談内容においては、権利侵害があると思われる相談68件の中で、いじめに関する相談が15件(22.1%)となっています。

・児童生徒に関わる大人は訴えを待つ受け身ではなく、積極的に情報を得る意識といじめ防止に向けての速やかな行動が必要となります。今後も学校と連携して、いじめを積極的に認知することが対応の第一歩であることを念頭に置き、いじめの早期発見・早期対応に努め、いじめられている児童生徒の救済を第一に対応する必要があります。

[第8次行動計画への反映:施策の方向Ⅰ 推進施策3 P. 44]



出典:「川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校などの調査」



出典:「川崎市人権オンブズパーソン令和6年度報告書」より作成



第2章 これまでの取組の成果と課題



1 子どもの権利をめぐる現状と課題

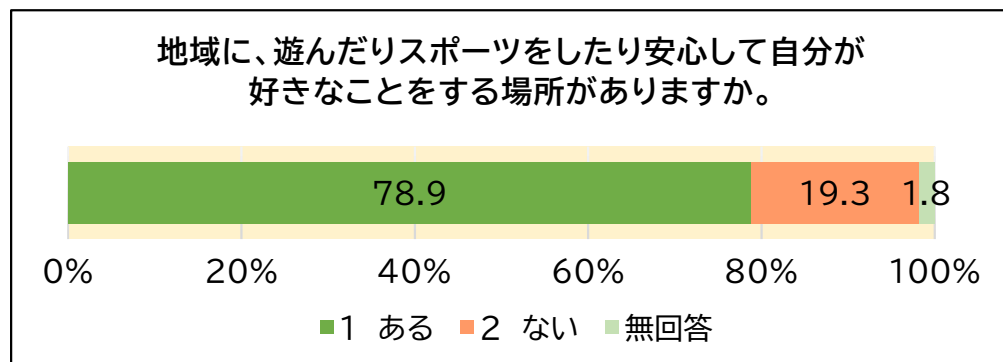
(5)子どもの居場所について (条例第27条関連)

・第9回の実態・意識調査では、「地域に、遊んだりスポーツをしたり安心して自分が好きなことをする場所がありますか。」という質問に対し、19.3%の子どもが「ない」という結果でした。

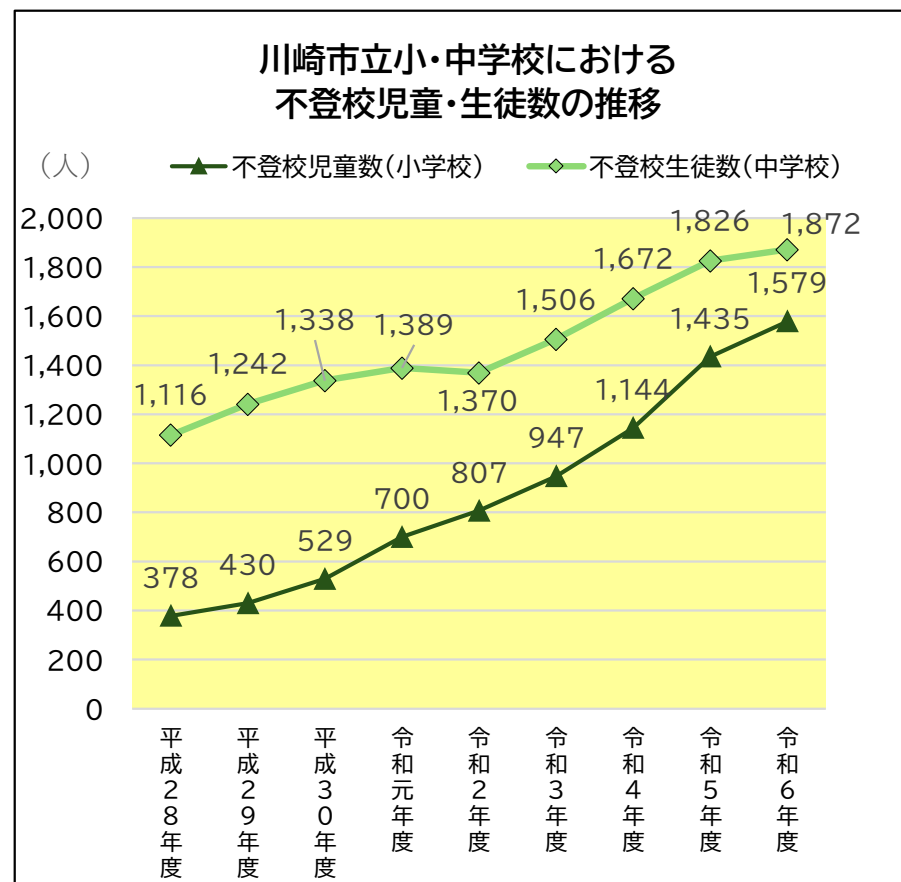
・また、令和6(2024)年度の川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校などの調査では、川崎市立小学校の不登校児童は1,579人で、中学校の不登校生徒は1,872人といずれも増加傾向にあることから、一人ひとりの児童・生徒の状況に応じて、学校内・学校外における適切な支援を行っていく必要があります。

・子ども一人ひとりが、ありのままの自分でいられ、自由に遊び、安心して人間関係をつくり合うことのできる場所を持つことはとても大切です。子どもにとって望ましい姿(Well-being)を実現するため、子どもを孤立・孤独から守り、健やかに育つための居場所づくりに行政・家庭・学校・地域などが連携・協力し、地域社会全体で取り組む必要があります。

[第8次行動計画への反映:施策の方向Ⅲ 推進施策2 P. 55]



出典:第9回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査(令和6年度)



出典:「川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校などの調査」



第2章 これまでの取組の成果と課題



1 子どもの権利をめぐる現状と課題

(6)子どもの意見表明・参加について (条例第29条関連)

・第9回の実態・意識調査では、子ども会議や生徒会・児童会などで「話し合ったり意見を言ったりしたことがありますか。」という質問に対し、70.6%の子どもが「したことがない」という結果でした。

・「こども基本法」の基本理念に「自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」とされており、国全体で、より一層の子どもの意見表明・参加についての取組の促進が求められています。

・子どもの自主的・自発的な意見表明と参加を促進するため、子どもに関わることを決めるとき、子どもの意見が十分に反映されるよう、参加のしくみや情報提供、子どもからの意見反映のあり方などについての工夫を子どもと一緒に考えながら取組を進める必要があります。

[第8次行動計画への反映:施策の方向Ⅱ 推進施策1～3 P. 46]

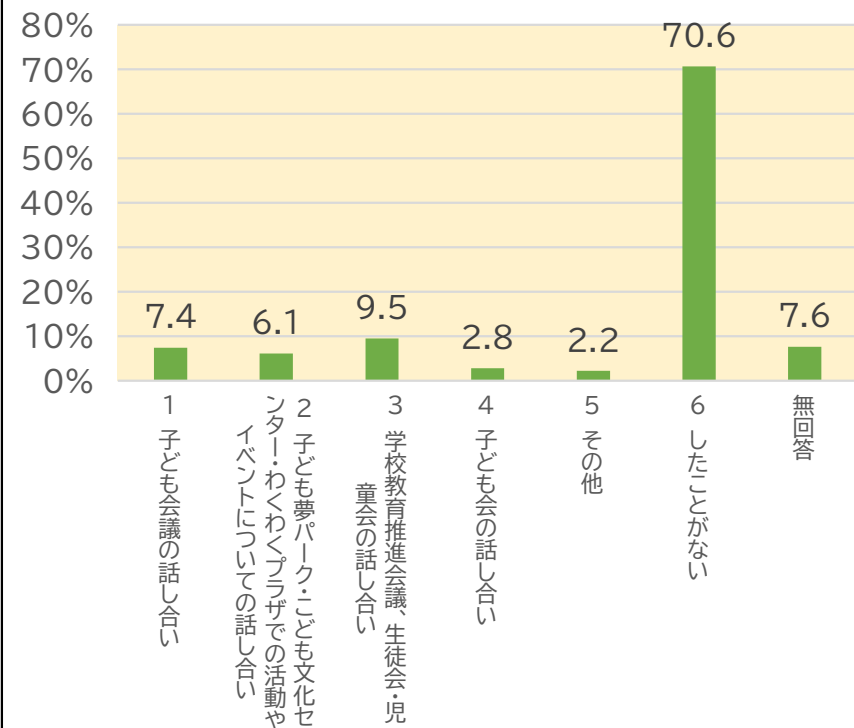
～ 子どもの参加に関する主なしくみ ～

川崎市子ども会議: 条例の意見表明権に基づき、市政について子どもの意見を求めるために開催されています。子どもたちは、子どもの自主的及び自発的な取組により、子どもの意見を整理し、市長に提出することができます。

学校運営協議会: 保護者や地域住民等が学校運営や学校に必要な運営支援について協議するために開催されています。児童生徒が学校での取組や地域への願い等について地域住民に伝える機会を設けています。

子ども運営会議: こども文化センターの利用者である子どもとその職員によって構成され、こども文化センターの運営や行事等について話し合う会議です。すべてのこども文化センターに設置されています。

あなたは、次のような場で、話し合ったり、意見を言ったりしたことがありますか。(あてはまるものすべてに○)



出典:第9回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査(令和6年度)



第2章 これまでの取組の成果と課題

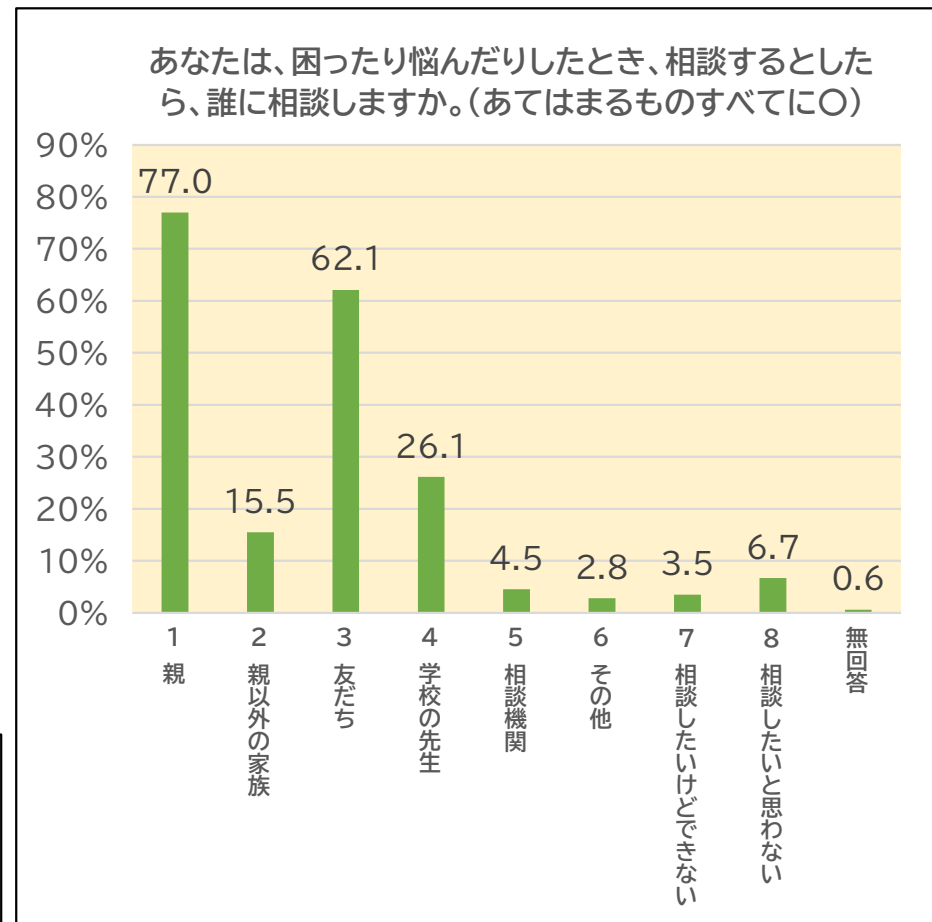
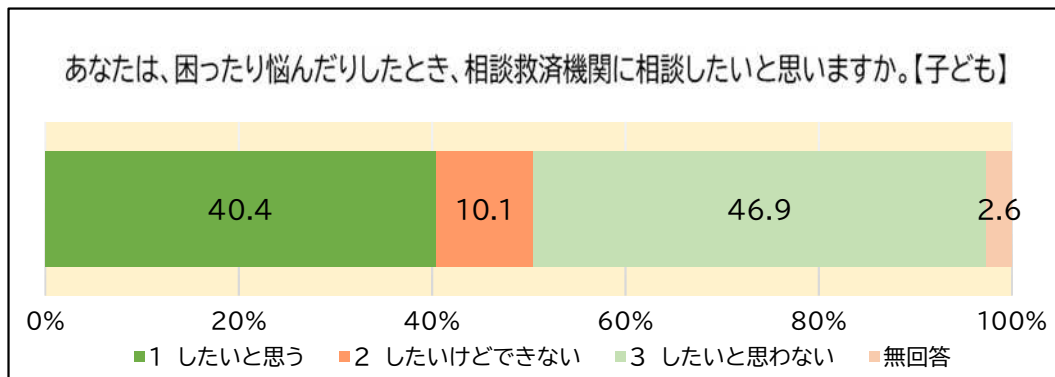


1 子どもの権利をめぐる現状と課題

(7) 相談機関・救済機関の利用について (条例第35条関連)

- ・第9回の実態・意識調査では、「困ったり悩んだりしたとき、相談するとしたら誰に相談しますか。」という質問に対し77.0%の子どもが「親」、62.1%の子どもが「友だち」と回答し、「相談機関」と回答した子どもは4.5%という結果でした。
- ・また、困ったり悩んだりしたときに相談・救済機関に相談したいと思うかという質問に対し、10.1%の子どもが「したいけどできない」、46.9%の子どもが「したいと思わない」という結果でした。
- ・さらに、困ったり悩んだりしたときに相談したいけどできない理由について、相談に行くのに「勇気がでない」や「恥ずかしい」「自分の意見を話すのが苦手」「どうせ解決しない」などの回答がありました。
- ・現在ある相談・救済機関に、子どもの相談が十分につながっているとは言えない状況があり、子どもを権利侵害から守るため、子どもが困ったり悩んだりしたときに相談しやすい環境づくりを進めていく必要があります。また、子どもには、困ったときに相談してよいことを子ども自身にも伝えていく必要があります。

[第8次行動計画への反映: 施策の方向 I 推進施策3 P. 44]



出典: 第9回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査(令和6年度)



第2章 これまでの取組の成果と課題



2 これまでの取組と成果

平成17(2005)年度以降、3年を一期とした第1次～第7次の行動計画では、子どもの権利施策の推進に向け、さまざまな取組を進めてきました。第7次の行動計画では5つの施策の方向を定め、それぞれの方向ごとに成果指標を設定しながら子どもの権利の施策を総合的かつ計画的に推進してきました。第8次の行動計画では、これまでの各施策の取組の成果や成果指標の実績などを踏まえた取組を推進していきます。

施策の方向(Ⅰ) 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援 (条例第1章)

●第7次行動計画までの主な取組の成果

- ・さまざまな手法で子どもの権利に関する普及・啓発や小・中学校における子どもの権利学習に取り組んできていることから、実態・意識調査の結果では、子どもが約4割～5割、大人は約3割～4割が何らかの形で条例を知っていると答えています。
- ・子どもの権利について子ども自身が理解し自己肯定感を持てるよう、市立学校での子どもの権利学習や、市民協働による「かわさし子どもの権利の日事業」等の広報・啓発事業を実施してきました。
- ・子どもの成長段階に合わせて、理解しやすい広報資料として、アニメーションを使った映像資料や絵本、子ども向けの条例解説リーフレットや市制100周年を機に作成した「子どもの権利×うんこドリル」等の活用を進めるなど子どもの権利についての理解と関心を深める取組を推進してきました。
- ・学校や子どもに関わる施設の職員、行政職員などについては、条例の内容をしっかりと理解していることが重要であるため、各種研修等において子どもの権利や条例についての資料提供、研修等への講師派遣などの取組を進めてきました。

●第7次行動計画の成果指標に対する実績

施策の方向Ⅰの成果指標は、現状が目標値を下回りました。これまでもさまざまな手法で広報・啓発の取組をしてきましたが、さらに条例の広報・啓発に向けた取組を進める必要があります。

成果指標: 条例を「知っている」、「聞いたことがある」と回答する市民の割合
※令和6年調査では、「名前も内容も知っている」「名前だけ知っている」と回答した割合

1 子ども (10～17歳)	第7次 計画策定時	現状 (令和6年度)	計画期間の目標値 (令和7年度)
	59.7%	49.0%	63.0%以上
2 大人 (18歳以上)	第7次 計画策定時	現状 (令和6年度)	計画期間の目標値 (令和7年度)
	42.3%	33.1%	46.0%以上



第2章 これまでの取組の成果と課題



2 これまでの取組と成果

施策の方向(Ⅱ) 個別の支援 (条例第2章)

●第7次行動計画までの主な取組の成果

・不登校対策の推進にあたり、令和6年度に「不登校対策の充実に向けた指針」を策定し、NPO法人や親の会とも協力して、不登校児童生徒の居場所や支援機関、進路についての情報提供を行ってきました。

・外国につながる子どもへの日本語指導体制の充実や、学校でのコミュニケーションを支援するための通訳機の配置など、一人ひとりに応じた支援を行いました。また、外国籍の子どもがいる保護者に、多言語による「外国人保護者用就学ハンドブック」を配付し、日本の学校への就学に関わる情報提供を行ってきました。

・子どもが性別による差別や不利益を受けたり適切な支援を受けることができずに孤立したりすることを防止するため、学校における性の多様性プログラムや教職員研修、保護者向けリーフレット「性別で決めつけをしていませんか？」の配布等を通じて、LGBTをはじめとする性的マイノリティへの誤解や偏見をなくし、正しい理解を広める取組を進めてきました。

・施設等に入所となる子どもに対して、必ず「子どもの権利ノート」を配付するとともに、一時保護中の子どもに対しては、「子どもの権利カード」を配付するなど、年齢や能力に合わせて丁寧な説明、情報提供を行いました。また、継続して施設等に入所している子どもについては年に1回、児童福祉司から子どもの権利ノートについて説明をする機会を作りました。令和6年度から開始した意見表明等支援事業では、表明された子どもの意見に対して、所管児童相談所と共有し、適切な対応を行うことにより子どもの権利擁護に努めてきました。

●第7次行動計画の成果指標に対する実績

施策の方向Ⅱの成果指標は、現状が目標値を下回っているものの、計画策定時よりは子どもは横ばい、大人は上昇傾向にあります。子どもを取り巻く環境は大きく変化してきており、引き続き個別の支援に向けた取組を充実する必要があります。

成果指標：子どもが、生活の中で文化・国籍等の違い、障害の有無にかかわらず大切にされているかについて「思う」、「だいたい思う」と回答する市民の割合

	第7次 計画策定時	現状 (令和6年度)	計画期間の目標値 (令和7年度)
1 子ども (10～17歳)	89.7%	89.2%	94.0%以上
2 大人 (18歳以上)	79.9%	82.9%	85.0%以上



第2章 これまでの取組の成果と課題



2 これまでの取組と成果

施策の方向(Ⅲ) 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障(条例第3章)

●第7次計画までの主な取組の成果

- ・子どもが育つあらゆる場所において子どもの権利が保障されるように、親等に対する子育て支援、保育園、学校等の職員に対する研修、地域における子どもの活動の支援を行ってきました。
- ・子どもの養育の支援として、各区役所地域みまもり支援センターや地域子育て支援センターにおいて地域ごとの特色のある子育て情報発信をするとともに、各種機関・制度等を通じて子育て環境の向上のため相談・支援に取り組んできました。
- ・さまざまな機会を通じ、各種団体等と連携しながら、児童虐待防止の普及・啓発の取組を進めるとともに、不登校やいじめの悩みを抱える児童・生徒に対しては、教育相談センターやスクールカウンセラーによる来所や電話相談などを進めてきました。
- ・令和6年度に「放課後等の子どもの居場所に関する今後の方向性」を策定し、子どもの意見等を聞きながら、学童期や思春期の子どもの居場所づくりの取組を進めてきました。

●第7次行動計画の成果指標に対する実績

施策の方向Ⅲの成果指標1、2は現状が目標値を下回っています。これまでも育ち・学ぶ施設の職員への研修や周知の取組をしてきましたが、引き続き家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障に向けた取組を進める必要があります。

成果指標1: 条例を「聞いたことがあるが内容はよくわからない」、「知らない」と回答する育ち・学ぶ施設の職員の割合

※令和6年度調査では、「名前だけ知っている」「知らない」と回答した割合

第7次 計画策定時	現状 (令和6年度)	計画期間の目標値 (令和7年度)
17.5%	28.4%	12.0%以下

成果指標2: 子どもとの関わりの中で、子どもの権利や条例を「あまり意識していない」「意識していない」と回答する育ち・学ぶ施設の職員の割合

第7次 計画策定時	現状 (令和6年度)	計画期間の目標値 (令和7年度)
15.0%	14.9%	10.0%以下



第2章 これまでの取組の成果と課題



2 これまでの取組と成果

施策の方向(Ⅳ) 子どもの参加 (条例第4章)

●第7次計画までの主な取組の成果

- ・子どもの参加・意見表明として、子どもの自主的及び自発的な取組により運営される「川崎市子ども会議」等を通じ、子どもの意見等の尊重を進め、さらに、「子ども・若者の声募集箱」等の新たな取組を推進してきました。
- ・川崎市子ども会議においては、公募で集まった子どもたちが自ら設定したテーマ(防災、デジタル技術の活用、子どもの権利への理解など)について検討を行い、市に意見表明ができるよう、幅広い子どもたちや地域の大人等との意見交換を行う「カワサキ☆U18」の開催や、アンケート調査や関連施設の見学、市職員等からの聞き取り調査などの支援を行いました。
また、行政区・中学校区の子ども会議についても、各地域の実情に応じた創意工夫により、さまざまな子どもの参加の取組が進められるよう、情報交換の場の設定などの支援を行いました。
- ・こども文化センターに「子ども運営会議」を設置するなど子どもの意見表明と参加を推進してきました。
- ・平成16(2004)年、市ホームページ上に「こどもページ」を作成し、令和5(2023)年には子どもの声を反映しながらリニューアルを行う等、子どもの意見表明・参加を支援してきました。
- ・「子ども・若者の声募集箱」では子どもや若者からの声を市ホームページで受け付けることで、子どもたちが市政に対して気軽に想いや考えを伝えることができました。また、子どもや若者から届いた声を各所管局区等で受け止めるとともに、その内容に対する考え方を作成することで、市政運営の参考としました。さらに、届いた声と市の考えを、市ホームページで定期的にフィードバックすることで、自分たちの声を受け止められたことを、子どもや若者が実感できるような取組を進めてきました。



第2章 これまでの取組の成果と課題



2 これまでの取組と成果

施策の方向(Ⅳ) 子どもの参加 (条例第4章)

●第7次行動計画の成果指標に対する実績

施策の方向Ⅳの成果指標1、2は、現状が目標値を下回ったものの、第7次計画策定時よりは成果指標1は横ばい、成果指標2は上回っています。これまでも、新たな子どもの参加・意見表明の取組をしてきましたが、引き続き子どもの参加・意見表明に向けた取組を促進する必要があります。

成果指標1:地域の活動やイベント、ボランティア活動等に参加したことが「ない」と回答する子どもの割合

第7次 計画策定時	現状 (令和6年度)	計画期間の目標値 (令和7年度)
44.6%	44.7%	39.0%以下

成果指標2:地域の話し合い(子ども会議や、生徒会・児童会など)に参加したことが「ない」と回答する子どもの割合

第7次 計画策定時	現状 (令和6年度)	計画期間の目標値 (令和7年度)
78.9%	70.6%	60.0%以下



第2章 これまでの取組の成果と課題



2 これまでの取組と成果

施策の方向(V) 相談及び救済（条例第5章）

●第7次計画までの主な取組の成果

・子どもが安心して相談できるよう「24時間子供SOS電話相談」や「子どもの人権110番」などの相談・救済機関等の周知を行うとともに、市立小・中・高等学校・特別支援学校において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談を実施してきました。

・子どもがいじめ・体罰・家庭内暴力等から逃れることができるよう、安心して相談ができ、簡易に救済の申立てができる人権オンブズパーソン制度について、連絡先を記した子ども相談カード等の啓発物を作成、配布しました。また、保護者等にも周知を図るため区の子育てイベント等に広報パネルを展示し広く広報しました。また、こども未来局や市民文化局など関係局が作成する冊子等においても、相談窓口の広報を引き続き実施しました。

・スクールカウンセラーへの相談について、令和6年度は、スクールカウンセラーは中学校52校で延べ相談人数が21,692人、高等学校5校で延べ相談人数が2,176人、学校巡回カウンセラーは小学校・特別支援学校117校で延べ相談人数が18,100人でした。定期的に心理の専門家が学校に勤務することで、教職員と協力しながら、一人ひとりに寄り添った支援を行ってきました。

●第7次行動計画の成果指標に対する実績

施策の方向Vの成果指標は、現状が目標値を下回りました。これまでも子どもが安心して相談できるよう、相談・救済機関等の周知の取組をしてきましたが、引き続き相談・救済に向けた取組を進める必要があります。

成果指標1:困ったり悩んだりしたとき、どの相談・救済機関にも相談「できない」、「したいと思わない」と回答する子どもの割合

第7次 計画策定時	現状 (令和6年度)	計画期間の目標値 (令和7年度)
63.3%	57.0%	47.0%以下



第2章 これまでの取組の成果と課題



3 子どもの権利委員会からの意見聴取

(1)川崎市子どもの権利委員会とは

条例では、第38条で子どもに関する施策における子どもの権利の保障状況の効果・課題を客観的に検証するため、人権、教育、福祉等の子どもに関わる分野の学識経験者と公募の市民で構成される「川崎市子どもの権利委員会」(以下「権利委員会」という。)の設置を規定しています。

権利委員会は、市長の諮問に応じて、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査審議するとともに、市は、行動計画を策定するにあたっては、当該委員会からの意見を聴くものとされています。

諮問年	主な諮問事項	権利委員会
平成13年	子どもの参加	第1期
平成16年	子どもの居場所と参加活動の拠点作り	第2期
平成19年	子どもの相談及び救済	第3期
平成22年	条例の広報・啓発	第4期
平成26年	子どもの成長に応じた育ちの支援	第5期
平成29年	子どもに対する支援の協働・連携	第6期
令和元年	子どもからみた子どもの権利条例の検証とおとなの子どもへの関わり方	第7期
令和4年	子どもの相談及び救済機関の利用促進	第8期
令和7年	子どもの権利が尊重されるための目指すべき姿や目標設定の在り方等について	第9期



第2章 これまでの取組の成果と課題



3 子どもの権利委員会からの意見聴取

(2) 意見聴取結果

行動計画の策定にあたり、ともに検証活動を進めてきた権利委員会からは、「第8次子どもの権利に関する行動計画策定に向けた意見」として、5つの視点と2つの重点的な取組の意見をいただきました。

5つの視点として(要旨)

① 計画全体が「子どもの権利の視点」や「子どもの視点」であること

行動計画においては、原則「子どもの権利の視点」や「子どもの視点」であることが望ましく、事業の目的・目標、成果や課題についても「子どもの権利」の視点に基づくことで、子どもの権利の推進につながっていく。

② 行動計画の見直しについて

行動計画の策定から約20年が経過した今、子どもの権利保障のための事業として実施できているのか、自己評価やその評価の基準を含めて評価方法が正しいのかなど、もう一度全体を検証し、必要な見直しをすることが求められている。

③ 子どもの声を聴き、尊重すること

子どもが過ごすさまざまな場で、その環境があることが重要であるものの取組は十分ではない。既存の決まり事が一方的に優先されたり、ルールが大人の主導で決められたりするのではなく、子どもと大人が対等に扱われ、子どもが自発的に意見を表明でき、その意見が尊重されるような環境づくりが重要である。また、声の出せない子どもや、場に参加しづらい子どもの意見については積極的に聴き、反映するよう努めなければならない。

④ 条例や子どもの権利の普及啓発

子どもの権利や条例の普及・啓発のための取組の効果検証がされていない、不足している場合がある。ある程度仮説を立て検証する必要がある。大人が子どもの権利やその理念を知る機会を増やしていくことや、普及啓発のさらなる工夫、各局・部署が行う子どもを含めた市民が参加できる事業等と共同・協力することも必要である。

⑤ 大人の責務

子どもの権利を知ること、地域全体で子どもの育ちや子育てを支援することにつながったり、子どもへの虐待の防止等にもつながるため、大人へ子どもの権利や条例について周知する必要がある。



第2章 これまでの取組の成果と課題



3 子どもの権利委員会からの意見聴取

(2) 意見聴取結果

重点的取組として(要旨)

第一に取組んでほしいこととして、計画策定から評価までのあらゆる段階で子どもの声を聴き、その意見を尊重し反映させてほしい。

① 子どもの権利や子どもの視点を大切にした取組の充実

子どもの権利や子どもの意見を含めた視点が大切にされるためには、条例や子どもの権利のことを知る必要がある。子どもや子どもに関わる大人だけでなく、広く市民が条例や子どもの権利について知る機会を増やしていくことが重要である。

② 多様な背景をもつ子どもを包摂的に

子どもがもつ背景はまさに多様であり、個別の必要に応じた支援に対する施策が進められてきている。子どもは一人ひとり子どもの権利の主体であり、あらゆる子どもが包摂的に権利が守られることが望まれる。そのため、個別の支援と包摂的な施策を同時に推進していくことが重要である。条例第16条には子どもが置かれている状況に応じ、意見表明の方法や参加の手法等に工夫や配慮がされることとあり、子どもが過ごすさまざまな場でその環境があることが重要であるものの、取組は十分ではなく、声の出せない子どもや、場に参加しづらい子どもの意見については積極的に聴き、反映するよう努めなければならない。



第2章 これまでの取組の成果と課題



4 子どもからの意見聴取

第8次行動計画素案の策定作業にあたって、子どもの権利に関して、子どもたちから意見を聴きました。

①対面での意見聴取

【シール投票・ヒアリングの実施】

- (1)「マリエンあそびの日」(9月7日)のイベントブース来場者へのシール投票・ヒアリング
- (2)「多摩区子ども・子育てフェスタ」(9月14日)のイベントブース来場者へのシール投票・ヒアリング (2か所合計 445名)

【ヒアリングの実施】

- (3)「川崎市子ども会議」(10月5日)の子ども達へのヒアリング (子ども 14名)

②アンケート調査の実施

- ・LoGoフォームを用いたアンケート調査の実施(10月1日～10日) (回答者 312名)



第2章 これまでの取組の成果と課題



4 子どもからの意見聴取

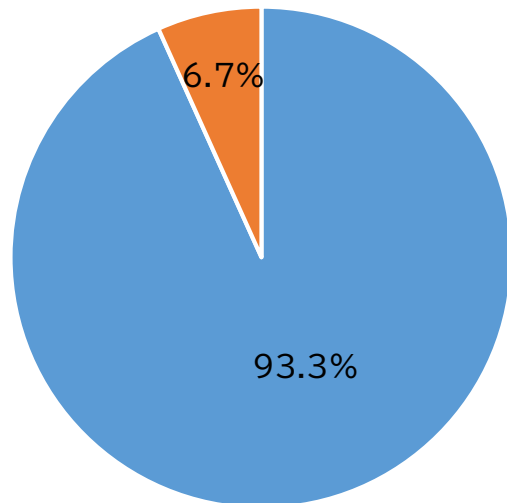
意見聴取の結果

施策の方向 I 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援

この取組に賛成・応援する子ども

○イベント参加者の投票結果
(賛成・応援する) 合計75名(一部大人含む)

○LoGoフォームアンケートの結果 (N=312)



■ この取組に賛成・応援する ■ この取組はあまり必要ない

この取組に対する意見(抜粋)

- 多くの人に子どもの権利を知ってもらうことで、子どもの人権がより尊重されると思うから。(他37件)
- イベントなどで広報することで多くの人に知ってもらえるし、パンフレットのおかげで知ることができたのでこれからも定期的に配れば認知度も上がると思います。(他35件)
- 子どもの権利があることを大人に知って欲しい。(他18件)
- 初めて子どもの権利について知りました。よく知らないから知ってほしい。(他14件)
- 今後のために必要だと思う。(他6件)
- パンフレットだけでなく、授業で教えてくれるともっと知ることができると思う。(他4件)
- 自分の生活や環境にどう影響するかを体感できることが大切だと思うので、体感できるイベントをやってほしい。(他4件)
- 知らない子どもが多いので、取組に賛成。自分(子ども)たちのためになると思う。(他7件)
- 学校で配布されるリーフレットはいいと思うが、説明を先生がしてくれることや、内容やレイアウトは時々見直してほしい。(他1件)



第2章 これまでの取組の成果と課題



4 子どもからの意見聴取

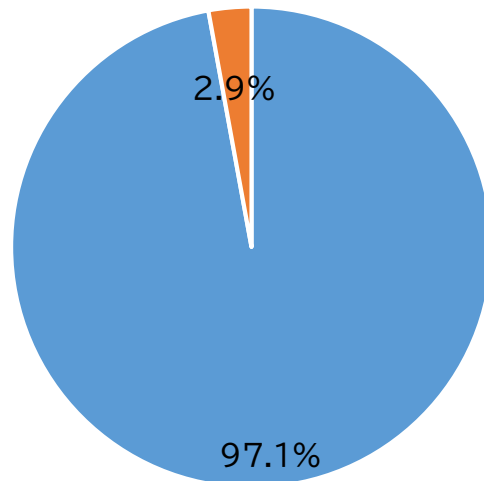
意見聴取の結果

施策の方向Ⅱ 個別の支援

この取組に賛成・応援する子ども

○イベント参加者の投票結果
(賛成・応援する) 合計75名(一部大人含む)

○LoGoフォームアンケートの結果 (N=312)



■ この取組に賛成・応援する ■ この取組はあまり必要ない

この取組に対する意見(抜粋)

- 外国につながりがある子どもが安心して過ごせるようにいろいろなサポートをしてほしい。(他35件)
- 外国の子でも、障害のある子でも、「〇〇だから」という理由で差別するのは良くないと思うので、個別の支援はいいと思います。(他33件)
- みんなと同じじゃなくても安心して過ごせる生活をしてほしいから。(他27件)
- 一人ひとりに寄り添って、これからも頑張してほしいです。(他25件)
- みんな平等に生活をする権利があるから。(他23件)
- 勉強が難しい人も、学校が合わない子も支援があればいいなと思います。(他14件)
- 色々な人がいることを色々な人に知ってほしいから。(他5件)
- お互い助け合っていくのがルールだと思う。(他3件)



第2章 これまでの取組の成果と課題



4 子どもからの意見聴取

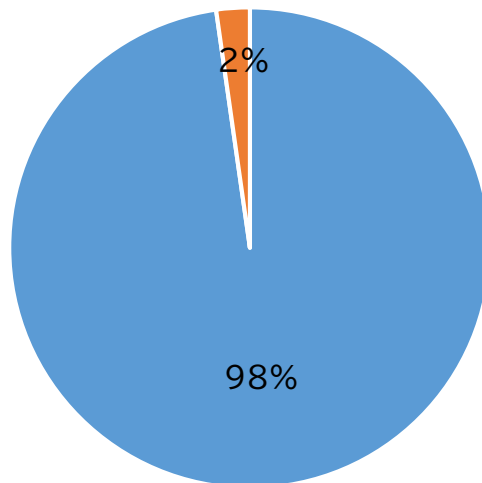
意見聴取の結果

施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

この取組に賛成・応援する子ども

○イベント参加者の投票結果
(賛成・応援する) 合計101名(一部大人含む)

○LoGoフォームアンケートの結果 (N=312)



■ この取組に賛成・応援する ■ この取組はあまり必要ない

この取組に対する意見(抜粋)

- 虐待など体罰はよくないので取組をしてほしい。(他30件)
- 困ってる人は助けるべきだし、弱い人を絶対にいじめてはいけないから、こういうことをたくさんやったほうがいいと思う。(他25件)
- 情報共有をすることによって、いまの状況を把握し、何をすべきかかんがえることができるから。(他18件)
- 子どもたちが虐待されないように助け合いを大切にしてほしいから。(他9件)
- みんなが安心して過ごせるので大事だと思います。(他6件)
- 話せずに抱え込む子もいるかもしれないから相談できた方が安心できる。(他6件)
- 虐待とかを見過ごさないように施設がたくさんあるといいと思う。(他4件)
- 子ども全員が平等であったほうがいいと思ったから。(他2件)
- 子育てをしている人が安心できる環境を作っていけるようにしたいと思った。(他2件)
- 虐待が起こる原因に、貧困や、親へのサポートも少ない、または援助やサポートを知らないということもあるので、周知も必要。(他3件)※大人からの意見



第2章 これまでの取組の成果と課題



4 子どもからの意見聴取

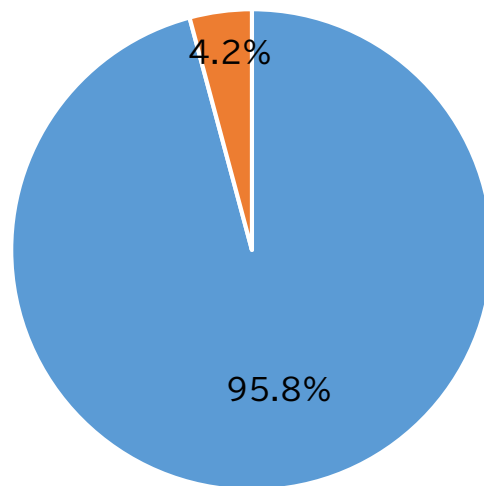
意見聴取の結果

施策の方向Ⅳ 子どもの参加

この取組に賛成・応援する子ども

○イベント参加者の投票結果
(賛成・応援する) 合計106名(一部大人含む)

○LoGoフォームアンケートの結果 (N=312)



■ この取組に賛成・応援する ■ この取組はあまり必要ない

この取組に対する意見(抜粋)

○子どもの意見に寄り添っていてとてもありがたいです。(他42件)

○子どもの意見などが聞けて、より地域の活動に取組めるところから。(他11件)

○この取り組みの存在をもっと学校などでも知らせてほしい。(他11件)

○言いたくても言えないときがあるから、匿名などGIGA端末などで意見を聞いてほしい。(他8件)

○子どもが意見を言いやすいように、ハードルを下げられるといいな。(他7件)

○子どもが意見を出す事にやりがいを感じられるといい。(他5件)

○大人だけでなく、子どもの意見を共有できるところがほしい。(他3件)

○みんなが自分の意見を言って、暮らしやすい街を作れるから。(他3件)

○子どものうちにたくさん経験しておくことで今後にいかせたり、興味がわくこともある。(他2件)



第2章 これまでの取組の成果と課題



4 子どもからの意見聴取

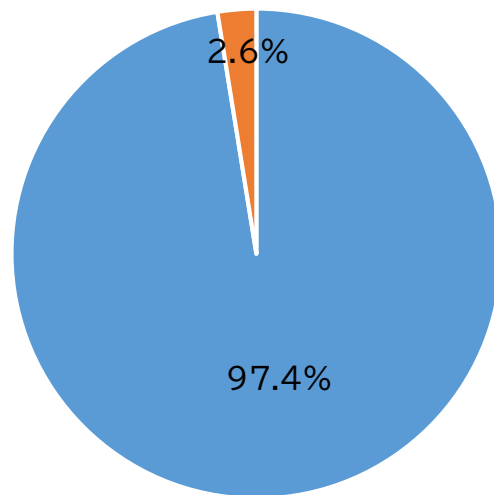
意見聴取の結果

施策の方向V 相談及び救済

この取組に賛成・応援する子ども

○イベント参加者の投票結果
(賛成・応援する) 合計88名(一部大人含む)

○LoGoフォームアンケートの結果 (N=312)



■ この取組に賛成・応援する ■ この取組はあまり必要ない

この取組に対する意見(抜粋)

- その環境が必要。子どもにとってとてもありがたいことだと思う。(他30件)
- 気軽に言える環境が増えてくれるといい。(他30件)
- 困っていることを困っているままにしたいからLINEなどで気軽に相談できるようにしてほしい！(他17件)
- 相談する方法がなくて困っている子どもがいないとは言えないから。(他12件)
- 相談をすることで安心できる生活を送ることができる。(他10件)
- 子どもはよく悩みをかかえるから、それに寄り添ってあげるのが大切だと思う。(他9件)
- どこに相談したらいいか子どもは分かりにくいかも。(他5件)
- 学校で相談できる場所を増やしてほしい。スクールカウンセラーが毎週来てくれるといい。(他5件)
- 携帯電話を持っていないので、GIGA端末を使って相談できるようにしてほしい。(他2件)
- 相談カードを学校でもらった、相談したいことが気軽にできていい。(他2件)
- 大人に相談しにくい子たちには必要だと思う。(他2件)



第2章 これまでの取組の成果と課題



川崎市子どもの権利条例

5 子どもの権利をめぐる課題の解決に向けて

本市においても、社会・経済状況の変化や子ども、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化してきていることにより、さまざまな不安や孤立感・孤独感を抱く子どもも少なくありません。児童虐待相談・通告件数や不登校の児童生徒数は増加傾向にあり、いじめ等の問題も深刻化するなど、子どもは日常生活の中で生きづらさを感じていることも考えられます。そのため、子どもが将来に夢と希望を抱き、学びや体験を通して自信を持ち、あらゆることに挑戦できることを、子どもを含めた市民が実感できる地域づくり・まちづくりの取組が求められています。

本市では、全国に先駆けて条例を制定し、子どもの権利に関する施策を推進してきました。本計画の計画期間のスタートである令和8年は、条例施行25周年を迎え、改めて条例の意義や施策が、一人ひとりの子どもを支援することにつながっているかを意識することが重要です。子どもの権利をめぐる課題には、すぐに解決できるものだけではなく深刻化・複雑化しているものも多く、行政と多様な主体との協働・連携した取組や持続的な取組が必要です。

子どもの権利委員会からの「子どもの権利や子どもの視点を大切にした取組の充実」という意見や、子どもの意見聴取からは「子どもの権利があることを大人に知って欲しい」という意見が多く集まったように、引き続き、子どもの権利の周知に関する取組を推進していく必要があるとともに、子どもの権利の内容についても理解を深め、子どもが権利侵害から身を守るようになること、また、子どもに関わる職員が、条例を理解し、子どもの権利を常に意識して関わる取組が促進されるよう、庁内においても関係局区が連携し横断的に子どもの権利施策の推進に取り組む必要があります。

また、子どもの権利委員会から「多様な背景をもつ子どもを包摂的に」という意見があったように、すべての子どもがいかに「参加・意見表明」できることが大変重要です。子どもの参加・意見表明の推進は、条例施行から約20年余が経過した現在においても、子どもを単に保護する対象ではなく、大人とともに社会を構成するパートナーであることとらえ、その主体的な地位を保障することにつながります。子どもが現代の市民社会を大人とともに築いていく「市民」として、家庭・学校・地域の中で安心して自分を表現し、他の人との関係性を構築しながら、社会で生きている実感を持てることこそ、子ども自身の成長に極めて大切です。そのためにも、地域の中で自分らしく安心して活動できる機会や居場所を充実させることも重要です。

第8次行動計画においては、子どもの権利をめぐる状況や権利委員会からの意見としてあげられた行動計画策定に向けた5つの視点や、子どもへの意見聴取であがった意見を踏まえ、3つの施策の方向、10の推進施策と併せて、「子どもの権利の普及・啓発の推進」「子どもの意見表明を支援する取組の推進」「子どもの居場所づくりの推進」の3つを計画期間における重点的取組として位置付け、課題の解決に向けて取組を推進します。



第3章 計画の基本的な考え方と体系



1 基本理念

条例前文は、子どもの権利に関する条例の制定に対する市及び市民の決意を宣言するものであると同時に、子ども及び子どもの権利に対する基本的な考え方を示しています。

そのため、第8次行動計画においても第7次行動計画を継承し、次のとおり、この子ども及び子どもの権利に関する基本的な考え方を基本理念として掲げ、子どもに関する施策を推進します。

基本理念

- (1) 子どもは、それぞれがかけがえのない価値と尊厳を持った一人の人間である
- (2) 子どもは、権利の全面的な主体であり、権利は自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである
- (3) 子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる
- (4) 子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである
- (5) 子どもは、国内外の子どもと相互に理解と交流を深めるなど、欠かせない役割を持っている
- (6) 市は、子どもの権利が保障されるよう努める



第3章 計画の基本的な考え方と体系



1 基本理念

(1) 子どもは、それぞれがかけがえのない価値と尊厳を持った一人の人間である

条例前文には、「子どもは、それぞれが一人の人間である。子どもは、かけがえのない価値と尊厳を持っており、個性や他の者との違いが認められ、自分が自分であることを大切にされたいと願っている。」と示されています。

これは、条例策定時の平成11(1999)年12月に川崎子ども集会代表者会議によって出された川崎子ども集会アピールである「一人ひとりの違いが個性として認められ、自分が自分であることを大切に」してほしい、「子どもを大人より下の存在としてではなく一人の人間として平等にみてほしい」という願いを反映したものです。

(2) 子どもは、権利の全面的な主体であり、権利は自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである

条例前文には、「子どもは、権利の全面的な主体である。子どもは、子どもの最善の利益の確保、差別の禁止、子どもの意見の尊重などの国際的な原則の下で、その権利を総合的に、かつ、現実に保障される。子どもにとって権利は、人間としての尊厳をもって、自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである。」と示されています。

条約では、子どもを「保護される対象(客体)」から「権利を行使する主体」として「子ども観」を転換しており、国際原則のもと、条例においてもこのことを基本として、子どもの権利を「子どもの最善の利益の確保」、「差別の禁止」、「子どもの意見の尊重」を子どもにとってなくてはならないものであるとしています。

(3) 子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる

条例前文には、「子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる。子どもの権利について学習することや実際に行行使することなどを通して、子どもは、権利の認識を深め、権利を実現する力、他の者の権利を尊重する力や責任などを身に付けることができる。また、自分の権利が尊重され、保障されるためには、同じように他の者の権利が尊重され、保障されなければならない、それぞれの権利が相互に尊重されることが不可欠である。」と示されています。

条例では、子どもの権利が守られ、行使されて初めて実現される「豊かな子ども時代」について触れています。また、条例策定時の議論の中で大きな関心を集めた「権利の相互尊重」については、子どもたちからの要望を入れる形で位置付けています。



第3章 計画の基本的な考え方と体系



1 基本理念

(4) 子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである

条例前文には、「子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである。子どもは、現在の社会の一員として、また、未来の社会の担い手として、社会の在り方や形成にかかわる固有の役割があるとともに、そこに参加する権利がある。そのためにも社会は、子どもに開かれる。」と示されています。

児童憲章では、子どもは「社会の一員」として重んぜられるとしており、条例においても、現在の社会に生きる同じ人間同士という視点で、子どもと大人の対等性を表現しています。

(5) 子どもは、国内外の子どもと相互に理解と交流を深めるなど、欠かせない役割を持っている

条例前文には、「子どもは、同時代を生きる地球市民として国内外の子どもと相互の理解と交流を深め、共生と平和を願い、自然を守り、都市のより良い環境を創造することに欠かせない役割を持っている。」と示されています。

条例では、条約が重視する世界中の子どもの権利保障に向けて、本市における子どもの役割を表しています。

(6) 市は、子どもの権利が保障されるよう努める

条例前文には、「市における子どもの権利を保障する取組は、市に生活するすべての人々の共生を進め、その権利の保障につながる。私たちは、子ども最優先などの国際的な原則を踏まえ、それぞれの子どもが一人の人間として生きていく上で必要な権利が保障されるよう努める。」と示されています。

条例では、「子ども最優先」という国際原則を踏まえて、本市における子どもの権利保障の取組の重要性を示しています。それぞれの子どもにとって必要な権利が保障されるよう、本市として施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

2 施策の方向

基本理念のもと、次の3つを施策の方向とし、それぞれに「成果指標」を設定のうえ、子どもの権利に関する取組を推進します。

< 施策の体系図 >

【施策の方向】

I 子どもの権利の尊重

【推進施策】

1 子どもの権利に関する広報・啓発の取組の推進

2 子どもの権利学習の推進

3 関係機関と連携した相談・救済等の充実

4 市民活動団体との協働・連携の推進

II 子どもの意見表明・参加の推進

1 子どもの参加の促進

2 子どもの参加活動の拠点づくりと子ども会議への運営支援

3 育ち・学ぶ施設や地域における子どもの意見の尊重

III 子どもの最善の利益の確保

1 子どもを安心して産み育てられる環境の充実

2 子どもが自分らしくすこやかに成長できる環境の充実

3 一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援の充実



第3章 計画の基本的な考え方と体系



2 施策の方向

【施策の方向Ⅰ】子どもの権利の尊重

施策の方向Ⅰ「子どもの権利の尊重」では、すべての子どもの命が守られ、自分らしく成長し、社会で生きていく力を身につけるため、地域社会全体で、一人ひとりの子どもの権利が尊重される環境づくりを進めます。

条例第6条では「市は、子どもの権利に対する市民の理解を深めるため、その広報に努めるものとする。」と規定しています。条例の目的である子どもの権利の保障のためには、地域で暮らす子どもも大人も、子どもの権利に対する意識を高めていくことが重要であり、SNSや動画の活用等、さまざまな媒体による効果的な広報や市民参加で、子どもの権利の啓発イベントなどを行うことにより、多くの市民が子どもの権利に対する理解を深められるような取組を進めます。

「第9回実態・意識調査」においては、前回調査結果から、子ども、大人、育ち・学ぶ施設の職員の条例の認知度が低下しました。保護者や育ち・学ぶ施設の職員は子どもにとって身近な大人のひとりであり、その認知度に加え、「子どもの権利」についてしっかりと理解してもらうことで、子どもが自ら育ち、学べる環境づくりに大きく寄与すると考えられることから、職員等への学習・研修の取組を進めます。また、育ち・学ぶ施設等で子ども自身が「子どもの権利」を学ぶ機会を提供します。

子どもの状況に応じて適切な相談の機会が、心さわしい雰囲気の中で確保されることを保障するため、子どもが困ったり悩んだりしたときに安心して気軽に相談ができ、それぞれの子どもとその権利侵害の特性に配慮した対応ができる環境づくりに向けた取組を進めます。また、子どもが権利侵害から逃れられるよう、救済制度等のより広い周知等に取り組みます。

地域社会全体で、子どもの権利施策を推進するため、子どもに関わる活動をするさまざまな市民・市民活動団体等との協働・連携した取組を進めます。



第3章 計画の基本的な考え方と体系



川崎市子どもの権利条例

2 施策の方向

【施策の方向Ⅰ】子どもの権利の尊重

【「施策の方向Ⅰ」の目標】

子どもの権利が尊重され、自分らしく安心して成長できる環境づくりが進んでいる。

【推進施策】

- 1 子どもの権利に関する広報・啓発の取組の推進
- 2 子どもの権利学習の推進
- 3 関係機関と連携した相談・救済等の充実
- 4 市民活動団体との協働・連携の推進

【成果指標①】 条例を「名前も内容も知っている」、「名前だけ知っている」と回答する割合

	現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
(子ども)	49.0%	53.0%以上
(大人)	33.1%	37.1%以上

【成果指標②】 条例を「名前も内容も知っている」と回答する育ち・学ぶ施設の職員の割合

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
71.0%	75.0%以上

【成果指標③】 困ったり悩んだりしたとき、相談・救済機関に相談「したいけどできない」と回答する子どもの割合

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
10.1%	8.1%以下

- 成果指標は、「第9回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」を基に第8回以前の調査結果等もふまえて計画期間の目標値を設定しました。



第3章 計画の基本的な考え方と体系



川崎市子どもの権利条例

2 施策の方向

【施策の方向Ⅱ】 子どもの意見表明・参加の推進

施策の方向Ⅱ「子どもの意見表明・参加の推進」では、子どもが、年齢や発達段階に応じて、自分に関することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できる環境づくりを進めます。

条例第15条では「子どもは、参加することができる。」として「参加する権利」を規定しています。子どもが参加しやすい開かれた社会であるために、家庭、育ち・学ぶ施設、地域や市政等に子どもが参加し、意見を述べる機会を増やす取組を促進します。また、関連する情報をわかりやすく提供する取組を推進します。

参加活動の拠点施設において、子どもの自主的、自発的な活動を支援する取組を進めるとともに、市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催するなど、さまざまな活動の機会を通じて、子どもが生活する場面に応じた参加活動が促進される取組を進めます。

育ち・学ぶ施設等において、子どもが自主的・自発的に活動できるような適切な支援につながる取組を推進するとともに、子どもが利用する施設等において、子どもの意見等が尊重される取組を進めます。



第3章 計画の基本的な考え方と体系



2 施策の方向

【施策の方向Ⅱ】 子どもの意見表明・参加の推進

【「施策の方向Ⅱ」の目標】

あらゆる機会において、子どもが主体的に活動に参加し、自分の意見が言える環境づくりが進んでいる。

【推進施策】

- 1 子どもの参加の促進
- 2 子どもの参加活動の拠点づくりと子ども会議への運営支援
- 3 育ち・学ぶ施設や地域における子どもの意見の尊重

【成果指標①】 地域の活動・ボランティア等に参加したことが「ない」と回答する子どもの割合

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
44.7%	44.7%以下

【成果指標②】 地域の話し合い(子ども会議や、生徒会・児童会など)に参加したことが「ない」と回答する子どもの割合

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
70.6%	66.6%以下

【成果指標③】 学校で何かをしたり、決めたりするとき、先生は、子どもの意見を「聞いている」「だいたい聞いている」と回答する子どもの割合

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
95.9%	96.7%以上

- 成果指標は、「第9回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」を基に第8回以前の調査結果等もふまえて計画期間の目標値を設定しました。



第3章 計画の基本的な考え方と体系



2 施策の方向

【施策の方向Ⅲ】 子どもの最善の利益の確保

施策の方向Ⅲ「子どもの最善の利益の確保」では、条例第3章(第17～28条)は、家庭、育ち・学ぶ施設、地域が子どもの権利保障に果たす役割や責務を踏まえながら、子どもの権利の視点に立って、子どもが生まれ育った環境に関わらず自分らしく幸せに暮らしていくため、行政・家庭・学校・地域が一体となって、すべての子どもの成長段階や家庭の状況に応じた切れ目ない支援を進めます。

子育てに不安や負担を抱える家庭は増えており、身近な地域で「地域に支えられている」という安心感が持てるよう、行政・家庭・学校・地域などが連携・協力しながら、子育て家庭に寄り添い、地域社会全体で子育てを応援するしくみづくりに向け、情報発信や交流の場づくりなどの取組を進めます。

子どもは成長過程で、人への愛着心や信頼感、生活習慣を身に付け、自尊感情や自己肯定感を大切にしながら、豊かな価値観を育み、社会と積極的に関わり、多様な価値観に触れながら、自立した大人へと成長します。すべての子どもが自分らしく、安心して過ごし、将来に夢や希望を抱きながら、幸せに成長していけるよう、地域における子どもの居場所づくりや子どもの置かれている状況に応じた支援などの取組を進めます。

条例第16条には「個別の必要性に応じて支援を受ける権利」が規定されています。子どもの発達状況などに不安を抱える家庭や、経済的な困窮や援助希求が発信できないことなどから、社会的孤立が深刻化し、複雑・困難な課題を抱える子どもが増えており、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、個々の状況に寄り添った支援が受けられるよう、各種相談支援や社会的自立に向けた取組などを進めます。



第3章 計画の基本的な考え方と体系



川崎市子どもの権利条例

2 施策の方向

【施策の方向Ⅲ】 子どもの最善の利益の確保

【「施策の方向Ⅲ」の目標】

きめ細かな支援のもと、安心して子育てができ、自立した大人へと成長していける環境が整っている。

【推進施策】

- 1 子どもを安心して産み育てられる環境の充実
- 2 子どもが自分らしくすこやかに成長できる環境の充実
- 3 一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援の充実

【成果指標①】子育てについて気軽に相談できる人(場所)が身近にいる(ある)保護者の割合

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
99.3%	100%

【成果指標②】地域に遊んだりスポーツをしたり安心して自分が好きなことをする場所があるかという質問に「ある」と回答する子どもの割合

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
78.9%	80.9%以上

【成果指標③】子どもが、生活の中で文化・国籍等の違い、障害の有無にかかわらず大切にされているかについて、「思う」、「ときどき思う」と回答する割合

(子ども)

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
89.2%	93.2%以上

(大人)

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
82.9%	87.3%以上

- 成果指標①は「地域子育て支援センター・保育所施設等利用者を対象としたアンケート調査」、成果指標②③は「第9回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」の結果を基に第8回以前の調査結果等もふまえて計画期間の目標値を設定しました。



第4章 推進施策と取組



3つの施策の方向に、10の推進施策を位置付け、総合計画の事務事業を基本として取組を推進します。

1 施策の方向Ⅰ 子どもの権利の尊重

すべての子どもの命が守られ、自分らしく成長し、社会で生きていく力を身につけるため、地域社会全体で、一人ひとりの子どもの権利が尊重される環境づくりを進めます。

推進施策1 子どもの権利に関する広報・啓発の取組の推進

SNSや動画の活用等、さまざまな媒体による効果的な広報や市民参加で子どもの権利の啓発イベントなどを行うことにより、多くの市民が子どもの権利に対する理解を深められるような取組を進めます。

	事務事業名（所管課）	主な取組
1	子どもの権利関連事業 （こども未来局青少年支援室）	①かわさき子どもの権利の日事業 ②子どもの権利に関する条例のパンフレットの配布やパネル展示 ③講演会を通じた子どもの権利の普及・啓発 ④児童相談所や児童養護施設等における子どもの権利の啓発 ⑤大人向けの子どもの権利に関する広報、普及・啓発
2	人権尊重・多文化共生教育推進事業 （教育委員会事務局教育政策室）	①人権尊重教育実践集録の作成 ②子どもの権利週間
3	保育・幼児教育の質の維持・向上事業 （こども未来局保育・子育て推進部、保育・幼児教育部）	①保育園だより ②保育所等における子どもの権利の意識を高めるための機会づくり



第4章 推進施策と取組



1 施策の方向 I 子どもの権利の尊重

推進施策2 子どもの権利学習の推進

保護者や育ち・学ぶ施設の職員は子どもにとって身近な大人のひとりであり、条例の認知度に加え、「子どもの権利」についてしっかりと理解してもらうことで、子どもが自ら育ち、学べる環境づくりに大きく寄与すると考えられることから、職員等への学習・研修の取組を進めます。また、育ち・学ぶ施設等で子ども自身が「子どもの権利」を学ぶ機会を提供します。

	事務事業名（所管課）	主な取組
1	子どもの権利関連事業 (こども未来局青少年支援室)	①子どもに関わる職員等への研修の実施
2	人権尊重・多文化共生教育推進事業 (教育委員会事務局教育政策室)	①権利学習資料の作成 ②子どもの権利週間 ③人権尊重教育実践集録の作成 ④権利学習派遣事業 ⑤人権尊重教育推進担当者研修 ⑥管理職や教職員を対象とした研修会の開催
3	共生・共育推進事業 (総合教育センター)	①各学校の「かわさき共生*共育プログラム」活用推進に関する学校の実態に応じた支援 ②「かわさき共生*共育プログラム」推進担当者研修
4	地域教育活動等の推進事業 (教育委員会事務局地域教育推進室)	①川崎市子ども会議(子どもの権利に関する学習支援)
5	家庭教育支援事業 (教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課)	①親同士の交流を促進する学級・講座等の実施、PTA等による学習活動の支援
6	社会教育振興事業 (教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課)	①社会教育振興事業(教育文化会館や市民館における学習事業) ②社会教育職員研修 ③PTA活動研修



第4章 推進施策と取組



1 施策の方向 I 子どもの権利の尊重

推進施策2 子どもの権利学習の推進

	事務事業名（所管課）	主な取組
7	保育・幼児教育の質の維持・向上事業 (こども未来局保育・子育て推進部、保育・幼児教育部)	①公民保育所等施設長及び職員を対象とした研修会の開催 ②保育所等における職場研修(子どもの権利、多文化) ③公民保育施設等職員を対象とした研修会の開催 ④民間保育所等への訪問や連絡会を通じた子どもの権利啓発活動 ⑤幼児教育における巡回相談・支援等
8	子どもの居場所づくり推進事業 (こども未来局青少年支援室)	①こども文化センター・わくわくプラザスタッフ研修
9	教職員の人材育成事業 (総合教育センター)	①教職員研修(子どもの権利) ②校長を対象とした研修会の開催 ③教職員研修(人権尊重)
10	地域包括ケアシステム推進事業 (健康福祉局地域包括ケア推進室)	①冊子「ふれあい かわさきの福祉」発行
11	人権関連事業 (市民文化局人権・男女共同参画室)	①男女平等教育参考資料の作成
12	児童虐待等対策事業 (こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)	①児童相談所等の職員に対する子どもの権利に係る研修
13	社会的養育推進事業 (こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)	①里親への研修 ②乳児院、児童養護施設等の職員への研修支援



第4章 推進施策と取組



1 施策の方向 I 子どもの権利の尊重

推進施策3 関係機関と連携した相談・救済等の充実

子どもが困ったり悩んだりしたときに安心して気軽に相談ができ、それぞれの子どもとその権利侵害の特性に配慮した対応ができる環境づくりを進めるとともに、子どもが権利侵害から逃れられるよう、救済制度等のより広い周知等に取り組みます。

	事務事業名（所管課）	主な取組
1	子どもの権利関連事業 (こども未来局青少年支援室)	①かわさきしこどもページ
2	人権尊重・多文化共生教育推進事業 (教育委員会事務局教育政策室)	①相談カード「ひとりで悩まないで」の作成、配布
3	人権オンブズパーソン運営事業 (市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当)	①人権オンブズパーソンによる相談・救済等の実施 ②人権オンブズパーソン制度の広報・啓発の実施
4	児童生徒支援・相談事業 (総合教育センター)	①24時間電話相談 ②教育相談事業 ③電話相談ホットライン ④スクールカウンセラーの配置・活用 ⑤スクールソーシャルワーカーの配置事業 ⑥支援教育コーディネーターの配置・活用
5	母子保健指導・相談事業 (こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)	①思春期保健相談
6	児童虐待等対策事業 (こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)	①児童虐待防止普及啓発活動 ②児童虐待や家族の悩みに関する相談体制の構築



第4章 推進施策と取組



1 施策の方向 I 子どもの権利の尊重

推進施策4 市民活動団体との協働・連携の推進

地域社会全体で、子どもの権利施策を推進するため、子どもに関わる活動をするさまざまな市民・市民活動団体等との協働・連携した取組を進めます。

	事務事業名（所管課）	主な取組
1	子どもの権利関連事業 (こども未来局青少年支援室)	①かわさき子どもの権利の日事業
2	青少年活動推進事業 (こども未来局青少年支援室)	①青少年関係団体活動支援事業
3	児童生徒支援・相談事業 (教育委員会事務局学校教育部指導課)	①いじめ防止対策連絡協議会
4	地域課題対応事業	①各区におけるネットワーク会議等 ②各区における子育てフェスタ等
5	社会教育振興事業(宮前区)	①みやまえ子育てフェスタ
6	社会教育振興事業(多摩区)	①たまたま子育てまつり



第4章 推進施策と取組



2 施策の方向Ⅱ 子どもの意見表明・参加の推進

子どもが、年齢や発達段階に応じて、自分に関することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できる環境づくりを進めます。

推進施策1 子どもの参加の促進

子どもが参加しやすい開かれた社会であるために、家庭、育ち・学ぶ施設、地域や、市政等に子どもが参加し、意見を述べる機会を増やす取組を促進します。また、関連する情報を分かりやすく提供する取組を推進します。

	事務事業名（所管課）	主な取組
1	子どもの権利関連事業 （こども未来局青少年支援室）	①子どもが参加できるイベント情報の提供（かわさきしこどもページ）
2	子ども・若者未来応援事業 （こども未来局総務部企画課）	①子ども・若者の“声”募集箱の設置
3	社会教育振興事業 （教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課）	①小中高生向けの事業の実施（教育文化会館や市民館における学習事業）
4	青少年活動推進事業 （こども未来局青少年支援室）	①青少年の社会参加に向けた青少年フェスティバルの開催 ②中高生リーダー研修
5	子どもの居場所づくり推進事業 （こども未来局青少年支援室）	①子どもが参加できるイベント情報の提供（こども文化センターだより）
6	地域防災推進事業 （危機管理本部危機管理部）	①こども防災塾



第4章 推進施策と取組



2 施策の方向Ⅱ 子どもの意見表明・参加の推進

推進施策1 子どもの参加の促進

	事務事業名（所管課）	主な取組
7	地域スポーツ推進事業 （市民文化局市民スポーツ室）	①地域における子ども向けスポーツ事業の実施
8	市民スポーツ推進事業 （市民文化局市民スポーツ室）	①市内小学校等におけるパラスポーツ体験講座の実施 ②川崎市スポーツフェスタ事業の実施
9	ホームタウンスポーツ推進事業 （市民文化局市民スポーツ室）	①かわさきスポーツパートナー等と連携した「ふれあいスポーツ教室」等の実施 ②市内小学校等における「フラッグフットボール巡回教室」等の実施
10	新川崎・創造のもり推進事業 （経済労働局イノベーション推進部）	①学生向け量子ネイティブ人材育成プログラム
11	殿町国際戦略拠点推進事業 （臨海部国際戦略本部成長戦略推進部）	①キングスカイフロント夏の科学イベント
12	臨海部産業競争力強化推進事業 （臨海部国際戦略本部事業推進部）	①川崎臨海部しごとスタイルプログラム
13	文化芸術活動推進事業 （市民文化局市民文化振興室）	①子ども向けの文化・芸術活動への参加機会の提供



第4章 推進施策と取組



2 施策の方向Ⅱ 子どもの意見表明・参加の推進

推進施策1 子どもの参加の促進

	事務事業名（所管課）	主な取組
14	音楽のまち・映像のまち推進事業 （市民文化局市民文化振興室）	①子どもが音楽と関わる機会の提供 ②映像制作を体験するワークショップ等の実施 ③映像制作体験事業等への講師派遣
15	消費生活相談・啓発育成事業 （経済労働局産業政策部消費者行政センター）	①若者向け消費者教育推進に関する事業
16	計量検査事業 （経済労働局産業政策部消費者行政センター）	①親子計量教室
17	卸売市場管理運営事業 （経済労働局中央卸売市場北部市場）	①親子市場体験教室
18	生活文化会館管理運営事業 （経済労働局労働・人材支援部）	①夏休み親子ものづくり体験講座
19	公園緑地整備事業 （建設緑政局緑政部みどりの保全整備課）	①生田緑地における親子向け生田緑地の発生材を使ったワークショップ ②生田緑地における親子向け「生き物を持ち出さない」ルール啓発 ③生田緑地におけるどろんこ教室
20	都市緑化推進事業 （建設緑政局グリーンコミュニティ推進室）	①学校と地域を花やみどりでつなぐ協働の花苗育成の取組



第4章 推進施策と取組



2 施策の方向Ⅱ 子どもの意見表明・参加の推進

推進施策1 子どもの参加の促進

	事務事業名（所管課）	主な取組
21	多摩川施策推進事業 （建設緑政局緑政部みどり・多摩川事業推進課）	①多摩川水辺の楽校の活動支援 ②水たまキッズ事業
22	地域防災支援事業 （消防局総務部庶務課）	①みんなが消防士 ②少年消防クラブ
23	広報・サービス事業（上下水道局） （上下水道局サービス推進部サービス推進課）	①こどものページ
24	議会広報 （議会局総務部広報・報道担当）	①市議会広報事業 ②市議会デジタル副読本 ③市議会キッズページ
25	都市型コミュニティ形成推進事業及び自治推進事業 （市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課）	①川崎ワカモノ未来PROJECT ②自治基本条例キッズページ
26	港湾振興事業 （港湾局港湾振興部庶務課）	①港のこどもページ
27	市バスサービス推進事業 （交通局自動車部管理課）	①市バスキッズページ



第4章 推進施策と取組



2 施策の方向Ⅱ 子どもの意見表明・参加の推進

推進施策1 子どもの参加の促進

	事務事業名（所管課）	主な取組
28	図書館運営事業 （教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課）	①川崎市立図書館こどものページ
29	平和館管理運営事業 （市民文化局川崎市平和館）	①へいわアニメ上映会 ②小学校3年生以上を対象とした平和館見学ツアー
30	市政統計事務 （総務企画局都市政策部統計情報課）	①統計キッズページ
31	常時啓発事業 （選挙管理委員会事務局選挙部選挙課）	①生徒会役員選挙協力事業 ②選挙出前講座
32	地域課題対応事業	①子ども地域交流・居場所促進事業 ②幸区・高津区のこどもページ ③麻生区の乳幼児や小学生を対象とした大学との連携による体験学習



第4章 推進施策と取組



2 施策の方向Ⅱ 子どもの意見表明・参加の推進

推進施策2 子どもの参加活動の拠点づくりと子ども会議への運営支援

参加活動の拠点施設において、子どもの自主的、自発的な活動を支援する取組を進めるとともに、市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催するなど、さまざまな活動の機会を通じて、子どもが生活する場面に応じた参加活動が促進される取組を進めます。

	事務事業名（所管課）	主な取組
1	地域教育活動等の推進事業 (教育委員会事務局地域教育推進室)	①川崎市子ども会議(意見表明、定例会議、権利の普及) ②地域教育会議(行政区・中学校区子ども会議)
2	子どもの居場所づくり推進事業 (こども未来局青少年支援室)	①こども文化センター・わくわくプラザ運営事業
3	子ども・若者支援推進事業 (こども未来局青少年支援室)	①子ども・若者等支援事業(こどもサポート旭町、こどもサポート小田)
4	地域課題対応事業(宮前区)	①思春期問題対策事業(こどもサポート南野川)
5	青少年教育施設の管理運営事業 (こども未来局青少年支援室)	①子ども夢パーク事業(プレーパーク事業) ②子ども夢パーク事業(不登校児童生徒居場所事業) ③子ども夢パーク事業(周知・広報)
6	高校改革推進事業 (教育委員会事務局学校教育部指導課)	①定時制生徒自立支援事業(カフェ形式の居場所づくり)



第4章 推進施策と取組



2 施策の方向Ⅱ 子どもの意見表明・参加の推進

推進施策3 育ち・学ぶ施設や地域における子どもの意見の尊重

育ち・学ぶ施設等において、子どもが自主的・自発的に活動できるような適切な支援につながる取組を推進するとともに、子どもが利用する施設等において、子どもの意見等が尊重される取組を進めます。

	事務事業名（所管課）	主な取組
1	子どもの居場所づくり推進事業 （こども未来局青少年支援室）	①こども文化センター・わくわくプラザ子ども運営会議
2	青少年教育施設の管理運営事業 （こども未来局青少年支援室）	①子ども夢パーク事業（子どもの活動）
3	児童虐待等対策事業 （こども未来局児童家庭支援・虐待対策室）	①児童相談所一時保護施設における子どもの権利擁護の取組
4	地域とともにある学校づくり推進事業 （教育委員会事務局教育政策室）	①学校運営協議会における児童・生徒の主体的な参加の取組 ②学校における児童会活動・生徒会活動



第4章 推進施策と取組



3 施策の方向Ⅲ 子どもの最善の利益の確保

子どもの権利の視点に立って、子どもが生まれ育った環境に関わらず自分らしく幸せに暮らしていくため、行政・家庭・学校・地域が一体となって、すべての子どもの成長段階や家庭の状況に応じた切れ目ない支援を進めます。

推進施策1 子どもを安心して産み育てられる環境の充実

身近な地域で「地域に支えられている」という安心感が持てるよう、行政・家庭・学校・地域などが連携・協力しながら、子育て家庭に寄り添い、地域社会全体で子育てを応援するしくみづくりに向け、情報発信や交流の場づくりなどの取組を進めます。

	事務事業名（所管課）	主な取組
1	地域子育て支援事業 (こども未来局保育・子育て推進部、総務部企画課)	①かわさきし子育てガイドブック ②地域子育て支援センター事業
2	子ども・若者未来応援事業 (こども未来局総務部企画課)	①ライフデザイン支援やワーク・ライフ・バランスの推進
3	男女共同参画センター管理運営事業 (市民文化局人権・男女共同参画室)	①男女共同参画センター(すくらむ21)事業
4	人権関連事業 (市民文化局人権・男女共同参画室)	①性的マイノリティ人権関連事業 ②性的マイノリティ支援に向けた複合イベント ③イベントにおける人権関連ブースの出展
5	保育・幼児教育の質の維持・向上事業 (こども未来局保育・子育て推進部、保育・幼児教育部)	①交流保育等 ②各種子育て講座 ③保育所等を活用した子育て支援事業 ④子育て支援情報の提供 ⑤地域子育て支援事業 ⑥保育士・看護師・栄養士の講師派遣・職員交流 ⑦各区幼・保・小連携事業 ⑧教材・遊具等の貸出 ⑨公立保育園 遊びの会 ⑩保育所等における守秘義務の厳守、情報管理の徹底強化 ⑪安全管理事業 ⑫事故防止事業 ⑬多文化・多言語に配慮した情報提供 ⑭インクルーシブ保育 ⑮保育所等利用者説明会等



第4章 推進施策と取組



3 施策の方向Ⅲ 子どもの最善の利益の確保

推進施策1 子どもを安心して産み育てられる環境の充実

	事務事業名（所管課）	主な取組
6	交通安全推進事業 （市民文化局市民生活部地域安全推進課）	①子ども向けの交通安全推進事業
7	防犯対策事業 （市民文化局市民生活部地域安全推進課）	①地域の見守り活動等の防犯対策事業
8	地域防災推進事業 （危機管理本部危機管理部）	①「備える。かわさき」やさしい日本語版
9	地域課題対応事業	①子育て情報誌の発行 ②こども・子育て情報発信事業 ③川崎区保健福祉・こども支援機関通訳翻訳事業 ④赤ちゃん相談 ⑤子育て支援推進事業 ⑥子育てグループ・サロン交流会 ⑦子育て支援者養成事業 ⑧麻生区子育て人材バンク事業



第4章 推進施策と取組



3 施策の方向Ⅲ 子どもの最善の利益の確保

推進施策2 子どもが自分らしくすこやかに成長できる環境の充実

すべての子どもが自分らしく、安心して過ごし、将来に夢や希望を抱きながら、幸せに成長していけるよう、地域における子どもの居場所づくりや子どもの置かれている状況に応じた支援などの取組を進めます。

	事務事業名（所管課）	主な取組
1	青少年活動推進事業 （こども未来局青少年支援室）	①青少年健全育成環境推進事業 ②青少年指導員活動支援事業
2	子どもの居場所づくり推進事業 （こども未来局青少年支援室）	①放課後等の子どもの居場所づくり事業 ②地域子ども・子育て活動支援助成事業 ③地域見守り体制強化事業
3	教育DX推進事業 （総合教育センター）	①学校における情報の適正管理 ②川崎市立学校インターネット問題相談窓口
4	人権尊重・多文化共生教育推進事業 （教育委員会事務局教育政策室）	①性別違和などに悩む児童生徒への対応 ②多文化共生ふれあい事業
5	外国人市民施策推進事業 （市民文化局市民生活部多文化共生推進課）	①多文化共生についての理解を進めるための啓発、広報 ②多文化共生社会推進指針に基づく取組
6	健康教育推進事業 （教育委員会事務局学校教育部健康教育課）	①心の健康相談支援事業



第4章 推進施策と取組



3 施策の方向Ⅲ 子どもの最善の利益の確保

推進施策2 子どもが自分らしくすこやかに成長できる環境の充実

	事務事業名（所管課）	主な取組
7	学校安全推進事業 （教育委員会事務局学校教育部健康教育課）	①通学路等の学校安全対策事業
8	特別支援教育推進事業 （教育委員会事務局学校教育部支援教育課、総合教育センター）	①通常の学級の児童生徒と特別支援学級・特別支援学校の児童生徒との相互交流
9	不登校対策推進事業 （教育委員会事務局学校教育部支援教育課）	①全小・中学校への設置に向けた「（仮称）校内教育支援センター」の段階的整備 ②保護者向けピアサポートの導入 ③オンライン学習システムを活用した伴走支援のモデル実施
10	児童生徒支援・相談事業 （総合教育センター）	①学校における子どもの処遇に関する適正手続き ②児童生徒指導点検強化月間の実施
11	帰国・外国人児童生徒等支援事業 （教育委員会事務局教育政策室）	①多文化・多言語に配慮した情報提供（学校） ②日本語指導初期支援員の配置 ③民族学校に通う子どもとの交流の促進
12	地域課題対応事業（川崎区）	①日本語に不慣れな小中学生学習支援事業
13	地域課題対応事業（麻生区）	①外国籍等子ども学習支援事業
14	就学等支援事業 （教育委員会事務局総務部学事課）	①就学援助制度 ②高等学校奨学金制度



第4章 推進施策と取組



3 施策の方向Ⅲ 子どもの最善の利益の確保

推進施策2 子どもが自分らしくすこやかに成長できる環境の充実

	事務事業名（所管課）	主な取組
15	学校施設環境改善・維持管理事業 （教育委員会事務局教育環境整備推進室）	①安全で快適な教育環境整備事業
16	地域の寺子屋事業 （教育委員会事務局地域教育推進室）	①地域の寺子屋事業
17	地域課題対応事業（宮前区）	①冒険遊び場活動支援事業
18	地域課題対応事業（多摩区）	①こども外遊び交流事業（多摩区）



第4章 推進施策と取組



3 施策の方向Ⅲ 子どもの最善の利益の確保

推進施策3 一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援の充実

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、個々の状況に寄り添った支援が受けられるよう、各種相談支援や社会的自立に向けた取組などを進めます。

	事務事業名（所管課）	主な取組
1	母子保健指導・相談事業 （こども未来局児童家庭支援・虐待対策室）	①在日外国人母子保健サービス支援事業 ②健全母性育成事業 ③発達相談支援教室 ④乳幼児虐待予防事業 ⑤母子相談事業 ⑥母子訪問指導事業 ⑦母子保健指導事業 ⑧健診未受診者フォロー事業 ⑨乳幼児健康診査事業 ⑩子育てグループ育成事業 ⑪すくすく子育てボランティア事業
2	児童虐待等対策事業 （こども未来局児童家庭支援・虐待対策室）	①要保護児童対策地域協議会の運用 ②児童家庭支援センター事業 ③児童相談所一時保護施設における学習支援 ④児童相談所による子どもの意見聴取 ⑤意見表明等支援事業 ⑥こども家庭相談
3	社会的養育推進事業 （こども未来局児童家庭支援・虐待対策室）	①里親同士の交流促進 ②家庭的養護の推進 ③児童養護施設等・里親家庭用「子どもの権利ノート」の活用 ④児童養護施設等での啓発活動、情報提供等
4	ひとり親家庭等支援事業 （こども未来局児童家庭支援・虐待対策室）	①ひとり親家庭等への相談支援事業 ②母子・父子福祉センターサン・ライブ事業 ③川崎市ひとり親家庭等日常生活支援事業
5	女性支援推進事業 （こども未来局児童家庭支援・虐待対策室）	①DV被害者の子どもへの支援



第4章 推進施策と取組



3 施策の方向Ⅲ 子どもの最善の利益の確保

推進施策3 一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援の充実

	事務事業名（所管課）	主な取組
6	小児慢性特定疾病医療等給付事業 （こども未来局児童家庭支援・虐待対策室）	①小児慢性特定疾病医療等給付事業
7	障害者等総合相談・支援事業 （健康福祉局障害保健福祉部障害計画課）	①発達相談支援センターにおける支援事業 ②ふれあい障害福祉の案内 ③思春期精神保健相談
8	障害児等総合相談・生活支援事業 （健康福祉局障害保健福祉部障害計画課）	①地域療育センター及び子ども発達・相談センターにおける相談支援等 ②障害児の地域生活を支えるサービスの提供
9	生活保護自立支援対策事業 （健康福祉局生活保護・自立支援室）	①学習支援・居場所づくり事業



第4章 推進施策と取組



川崎市子どもの権利条例

4 重点的取組

第8次行動計画においては、子どもの権利をめぐる状況や権利委員会からの意見や、子どもからの意見を踏まえ、3つの施策の方向に基づく、10の推進施策に、3つの重点的な視点を位置付け、計画期間内の取組を推進します。

重点①「子どもの権利の普及・啓発」の推進

重点①として「子どもの権利の普及・啓発」の推進に向けては、さまざまな機会を通じて、子どもの権利をより多くの子ども・大人に知ってもらう取組を進めるとともに、困難な状況に直面し、課題を抱える子どもに子どもの権利を認識してもらえ取組を推進します。

主な該当施策： 施策の方向Ⅰ 「推進施策1 子どもの権利に関する広報・啓発の取組の推進」

重点②「子どもの意見表明を支援する取組」の推進

重点②として「子どもの意見表明を支援する取組」の推進に向けては、「川崎市子ども会議」をはじめ、さまざまな場や活動等に子どもが参加できるような取組を進めるとともに、子どもが安心して自分の意見を表明できる環境づくりを推進します。

主な該当施策： 施策の方向Ⅱ 「推進施策1 子どもの参加の促進」、「推進施策2 子どもの参加活動の拠点づくりと子ども会議への運営支援」、「推進施策3 育ち・学ぶ施設や地域における子どもの意見の尊重」

重点③「子どもの居場所づくり」の推進

重点③として「子どもの居場所づくり」の推進に向けては、子どもたちの声を聴きながら、子どもが「居たい」「行きたい」「やってみよう」と思える学童期・思春期の放課後等の居場所づくりを進めるとともに、行政・家庭・学校・地域が一体となって、すべての子どもが自分らしく、安心して過ごし、将来に夢や希望を抱きながら、幸せに成長していけるような取組を推進します。

主な該当施策： 施策の方向Ⅱ 「推進施策2 子どもの参加活動の拠点づくりと子ども会議への運営支援」、
施策の方向Ⅲ 「推進施策2 子どもが自分らしくすこやかに成長できる環境の充実」



第5章 推進体制及び評価・検証



1 推進体制

(1) 庁内推進体制

こども未来局が中心となり、子ども施策全体としての子どもの権利の保障を総合的かつ計画的に図ります。川崎市こども施策庁内推進本部会議の開催及び実務担当者間の連絡調整等により、重点的取組をはじめとする子どもに関する施策の横断的な連携を図ります。区役所地域みまもり支援センター及び関係所管課と連携し、地域包括ケアシステムの構築に向け、総合調整機能や専門的支援機能、地域支援機能を活かして、地域人材の育成、地域での子育てイベントの実施など、地域に根差した子ども・子育て支援を推進します。

(2) 人材育成の充実

子どもの権利を保障するためには、子どもに関わる職員が子どもの権利についての理解を深め、子どもの声を聴き取る感度を高める必要があります。職員一人ひとりがそのことを十分に認識し、子どもの権利に関する意識を高めることができるよう、さまざまな職種・階層を対象とした研修等により人材育成の充実を図ります。

(3) 市民、市民活動団体、関係機関との協働・連携

市民や市民活動団体、地域教育会議等の関係団体・機関との協働・連携により、「かわさき子どもの権利の日事業」等の各種広報・啓発事業の開催等を通じて、実効性のある子どもの権利施策を推進します。

2 評価・検証

(1) 進行管理と自己評価の実施

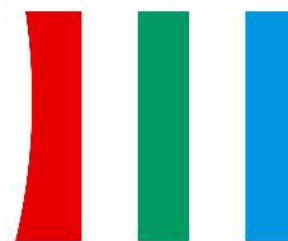
本計画は、「川崎市総合計画」や「川崎市こども・若者の未来応援プラン」等との整合性を図りながら自己評価を実施するとともに、評価結果については、ウェブサイト等を通じて公表します。

(2) 川崎市子どもの権利委員会による施策の検証

権利委員会は、本市における子どもの権利保障状況を検証しながら、市が実施する計画期間内の自己評価結果等について意見を述べます。



11月20日はかわさき子どもの権利の日



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

川崎市こども未来局青少年支援室

住所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話: 044-200-2344

FAX : 044-200-3931

メール: 45sien@city.Kawasaki.jp